# 第6章 WTO 加入へと至るベトナム農政の展開と農林水産業の概況

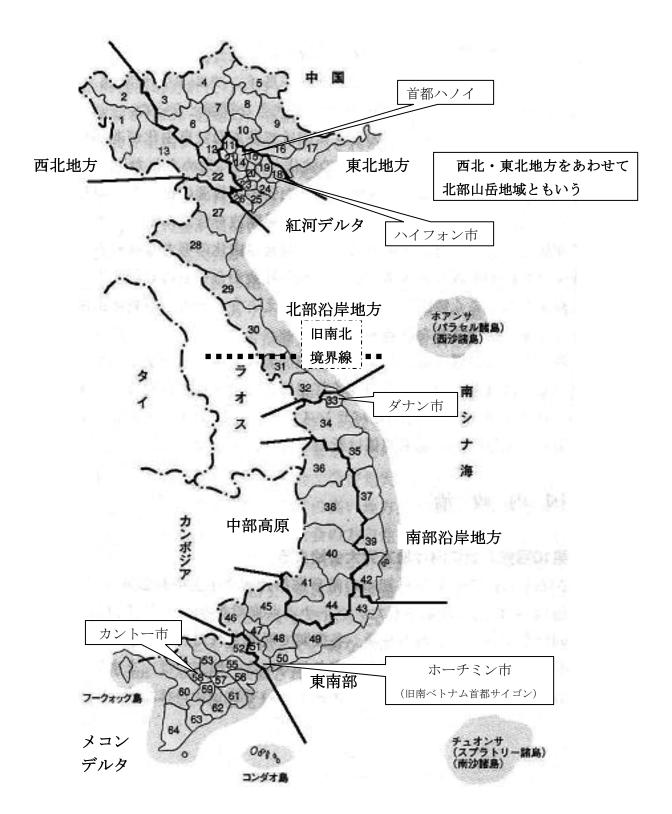
岡江恭史

#### 1. はじめに

ベトナムは長らくソ連型の社会主義統制経済体制下にあったが 1980 年代から経済自由 化政策に転換し、今や世界第2位のコメ・コーヒー輸出国、世界第1位のコショウ輸出国 に躍り出た。さらに2007年1月にはWTOに加入し、今後ますますベトナム農業は国際市 場との結びつきを強めようとしている。時を同じくして日越経済連携協定(EPA)交渉が 開始されたことから、我が国の農林水産行政にとっても重要な国となっている。本章はそ のベトナムの農業と農政についての基礎資料を提供する。

本論に入る前に、ベトナムの行政区分と自然環境を第1図に示す。ベトナム農業にとって最も重要な地域は、首都ハノイを中心とする紅河デルタ(Dong bang song Hong)地域と、南部のメコンデルタ(Dong bang song Cuu Long)地域である。ベトナム人の主食であり主要な輸出産品でもあるコメのほとんどはこの2地域で生産されている。なおベトナムの多数民族キン族(狭義のベトナム人)は元々紅河デルタを中心とする北部地域にのみ居住していたのが、時代を経るごとに徐々に南下して行った。特にメコンデルタは19世紀からのフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓されたが、植民地政府は土地をフランス人及び対仏協力ベトナム人に払い下げ南部における大地主制が成立した。なおコメ以外では、紅河デルタは野菜や養豚の、メコンデルタは水産や果樹の主産地である。その他の農業地域としては中部高原(Tay Nguyen)地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。また最大の商業都市ホーチミン市(旧南ベトナム首都サイゴン)周辺の東南部(Dong Nam Bo)では近年コショウ栽培が盛んである。また少数民族が居住する北部山岳地域(Mien nui va trung du)は、全国の森林面積の半分近くを占めている。

本章の構成は以下の通りである。まず「2.歴史編」では、独立以降のベトナムを巡る 国際環境と国内農政の変遷を報告する。次に「3.行政・政策編」では、現在のベトナム 農政を担う行政機構と国際市場参入をめざした最新の農業政策について解説する。そして 「4.品目別動向編」では、生産・輸出面で重要な農林水産物について品目ごとの生産・ 輸出と政府の対策を報告する。最後に「5.おわりに」で本章を取りまとめる。



第1図:ベトナムの地域区分と5中央直轄市

資料:寺本・荒神 [2006] のベトナム地図に筆者が加筆。

# 第1表 ベトナム共産政権を巡る国際環境と国内農業政策

時代区分	国際情勢	国際情勢とベトナムの対応に関する年表	ベトナム農政年表
FIJ (VEZ)J	(ベトナム共産政権の対応)		
		1945. 第2次大戦終了。北部に共産政権誕生。	
1. 対仏独立戦争と	第2次世界大戦の終了と冷戦の始まり	1949. 南部にベトナム国成立。中国に共産政権誕生。	
土地改革(1945~57)	(北部で共産政権誕生・独立を宣言)	1954. ジュネーブ停戦協定 (2年後の統一選挙を約束)。	1954. 北部で土地改革。
		1955. 南部にベトナム共和国成立 (統一選挙拒否)。	
		1959. 党第15回中央委員会拡大総会(南部武力解放を決議)。	
   2.対米戦争と北部におけ	東西冷戦の激化	1964. 北爆開始 (米の北ベトナムへの直接軍事攻撃)。	1958. 北部で農業合作社による集団農業開始。
2. 対本戦争と礼部におり る農業集団化(1958~75)	(東側陣営の一員として	1972. ニクソン米大統領訪中(米中和解)。	1959. 第 16 回党中央会議(合作社の高級化)。
る辰未来凹化(1936° /3)	ベトナム戦争を戦う)	1973. パリ和平協定 (米軍が南部から撤退)。	
		1975. サイゴン陥落 (ベトナム戦争終了)。	
3. 対中戦争と全土におけ	後期冷戦時代	1976. 南北ベトナム統一(ベトナム社会主義共和国成立)。	1976. 南部における農業集団化開始。
る農業集団化(1976~84)	(中ソ対立の中で,ソ連圏陣営の	1978. コメコン加入。カンボジア戦争開始。	1981. 共産党書記局 100 号指示 (生産の一部過
る辰未来凹化(1970°° 04)	一員として中国と戦う)	1979. 中国軍がベトナムに侵攻(中越戦争)。	程を世帯へ請負)。
4. 全方位外交と	冷戦の終了	1985. ゴルバチョフがソ連書記長就任 (ペレストロイカ)。	1986. ドイモイ政策 (市場経済化)。
#・主が位が交 と 脱農業集団化(1985~95)	「中報の於り   (西側諸国・中国との関係改善)	1991. ソ連崩壊。カンボジア和平。中越国交正常化。	1988. 共産党書記局 10 号決議(集団制解体)。
加展未来団化(1903 · 93)	(四関昭四・十四との対象以音)	1995. 米越国交正常化。アセアン加入。WTO 加盟申請。	1993. 土地法改正(個人使用権明記)。
		1996. AFTA 加入。	1996. 合作社法制定(合作社が協同組合に)。
5. 国際市場への本格参入	グローバリゼーション	1998. APEC 加入。	2000. 政府議決9号(10年間の農業発展戦略)。
(1996~現在)	(AFTA, WTO への加入)	2000. 米越通商協定締結(翌年発効)。	2003. 土地法・合作社法改正。農地の交換分合。
		2006. APEC 議長国。WTO 加入決定(翌年正式加入)。	2005. 首相決定 150 号 (2020 年までの計画)。

資料:筆者作成。

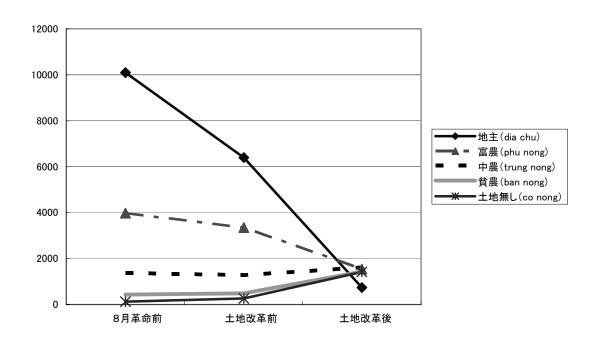
# 2. 歴史編―ベトナム共産政権を巡る国際環境と国内農政の変遷―

2007年1月11日にWTOに加入したベトナムの農業は、今後国際市場との関係を一層強めることになるが、ベトナムの農業や農政がこれまで国際環境に無縁だった訳ではない。それどころか独立から現在に至るまでベトナムの農政は常に国際環境にあわせて変化して来た。本節では、ベトナム共産政権 (1) を巡る国際環境の変化とそれに対応したベトナム農政の変遷を、(1) 対仏独立戦争と土地改革 (1945~57年)、(2) 対米戦争と北部における農業集団化 (1958~75年)、(3) 対中戦争と全土における農業集団化 (1976~84年)、(4) 全方位外交と脱農業集団化 (1985~95年)、(5) 国際市場への本格参入 (1996年~現在)、の5つの時代に分けて報告し (第1表参照)、ベトナムの外交姿勢に対する知見を提供する。なお本節の記述におけるベトナムの農業事情や農業政策に関する情報は Nguyen Sinh Cuc[1995]を、国際環境やベトナム政治に関する情報は古田[1995a]を参考にしたが、本節における時代区分や歴史認識はあくまで筆者個人の見解である。

# (1) 対仏独立戦争と土地改革(1945~57年)

1945年8月,日本軍の降伏によって生じた軍事的空白という千載一遇の独立の好機を利用して、インドシナ共産党が主導 (2) するベトミン (ベトナム独立同盟) が蜂起し権力を奪取した (8月革命)。8月革命の翌月2日にハノイでベトナム民主共和国の樹立が宣言されるが、ベトナムの独立を認めないフランスとの間で戦争が行われた (第一次インドシナ戦争)。フランスは南部の再占領には成功し、1949年に阮朝最後の皇帝バオダイを擁立して南部に親仏政権 (ベトナム国)を樹立した。だが北部の再占領は共産軍によって阻止され、結局 1954年のジュネーブ停戦協定によってフランス軍の撤退と2年後の南北統一選挙の実施を認めざるを得なかった。

ジュネーブ停戦協定によって平和と国際的承認を得た共産政権は、北部において「耕作者に土地を」をスローガンに、土地を地主から貧農に分配する土地改革 (cai cach ruong dat) を実施した。独立以前においては、人口の2%しか占めない地主階級が土地の51.2%を所有する一方、人口の97%を占める勤労農民が土地の36%しか所有しておらず、農民の59.2%が土地無しのため小作人にならざるを得なかった状態だった。この土地改革によって第2図に見られるように一人あたり土地面積はほぼ平準化した。また労働交換組(to doi cong)と初級合作社(Hop Tac Xa San Xuat bac thap)が組織された。労働交換組は家族単位の経営を前提としつつ必要に応じて労働交換をするための組織であり、初級合作社は集落単位に生産労働を集団化するという違いがあったが、ともに土地は各農民が所有していた。土地改革後の1955~57年は食料生産が57%増大し、ベトナム農業の黄金期と呼ばれた。



第2図 土地改革による一人あたり土地面積の変化

資料: Nguyen Sinh Cuc[1995].

注:単位; ㎡/人。各階級は8月革命前の土地保有による定義。

ベトナム共産政権の指導者ホー・チ・ミンが残した有名な言葉「独立と自由ほど尊いものは無い」に象徴されるように、北ベトナム指導層はイデオロギーよりも民族自決を第一に考える現実的思考の持ち主達だった。またアメリカもスエズ危機への対応<sup>(3)</sup>にみられるように、ヨーロッパの旧帝国主義国よりは被抑圧民族に理解があった。アメリカの対応によっては、ベトナムをユーゴスラヴィアのように中立化させる<sup>(4)</sup>可能性もなかった訳ではない。だがこの可能性は、1949年の中国における共産政権の誕生(中華人民共和国成立)と翌年の朝鮮戦争参戦によって失われた。朝鮮半島で中国共産軍と直接対峙したアメリカは「共産主義封じ込め」を世界戦略として、ベトナムにおいても共産政権を敵視することになった。1955年、アメリカの後ろ盾を得た南ベトナム(ベトナム国)首相ゴ・ディン・ジェムはバオダイ帝を廃位して自らが大統領となり(ベトナム共和国成立)、ジュネーブ停戦協定によって実施が予定されていた南北統一選挙を拒否して共産政権との対決を深めた。

# (2) 対米戦争と北部における農業集団化(1958~75年)

東西冷戦構造の中で東側陣営の一員としての立場を鮮明にせざるを得なくなった北ベトナムでは、ソ連や中国における農業集団化にならって、1958年から農業合作社による農業集団化が本格化した。さらに 1959年4月の第16回ベトナム労働党 (5) 中央会議によって合作社の高級化が決定された。この後、ほぼ全ての労働交換組が初級合作社になり、さらに初級合作社の多くが高級合作社 (HTX SX bac cao) に移行した。高級合作社は初級合作社よりさらに集団化を進めたもので、土地の共有化が行われ、一合作社の管轄範囲も集落から自然村へと広がった。各農民は合作社の下部組織である生産隊 (Doi san xuat) に所属した。生産隊は合作社から生産量・労働点数・生産費の3項目について経営を請け負い(三請負制)、所属の農民との間に作業契約を結んだ。各農民は作業ごとの労働点数に応じて報酬を受けることになっていた。なお合作社によって共有化されていない農地は自留地として各農民に経営を委ねられていた。1960年末には北部での合作社化が完了し、40,422の合作社が誕生した。

だが結果的に 1959~60 年の生産性は低下し、特に高級合作社化したところで生産性が下がった。農民たちは、合作社での生産以外の自留地に時間と資金をつぎ込んだ。60 年代の合作社農業の失敗の原因として、①建設を急ぎすぎて生産資源が不足していた、②労働の結果と生産が結びつかないので、農民たちの意欲を削いだ、③教育も技術もない貧農を重視しすぎて中上層農民を低く扱い経験豊かな老農を合作社の管理にあたらせなかった、などが挙げられる。しかしこれらの明白な失敗にもかかわらず、第一次 5 ヶ年計画(1961~65年)において農業集団化がさらに強力に推進され、1961年には高級合作社の数が 8,403(全合作社の 33.8%)だったのが、1967年には 18,560(全合作社の 76.7%)になった。1960年代に無理に農業集団化が強行されたのは、共産主義イデオロギーのためだけではなく、アメリカとの戦争(第二次インドシナ戦争、ベトナム戦争)のために戦場へ兵士を拠出し銃後の家族の生活を保障するための装置として合作社が必要とされたこともある。

ここで再び国際情勢に目を向けると、北ベトナム共産政権は 1959 年に労働党第 15 回中央委員会拡大総会を開いて、南部親米政権の武力による打倒を決定した。その実施のため翌年には南部における親共勢力を結集して南ベトナム解放民族戦線 (6) を結成させた。当初南ベトナム親米政権への経済軍事援助のみに徹していたアメリカは 1964 年に北爆(北ベトナムへの軍事攻撃)を開始し、北ベトナムも東側諸国の軍事支援を受けて対抗した。泥沼化するベトナム戦争に嫌気がさしたアメリカは、1972 年にニクソン大統領が中国を訪問して北ベトナムへ圧力をかけ、翌年のパリ和平協定によって米軍の南部からの撤退と南北統一選挙が約束された。米軍撤退を確認した北ベトナム軍は 1975 年初頭に南部への軍事攻撃を開始し、同年4月南ベトナムの首都サイゴンを陥落して念願の統一を果たした(ベトナム戦争終結)。だが、この軍事攻撃はパリ協定違反としてアメリカから約束された復興支援を失う結果となり、さらに「超大国アメリカに勝った唯一の国」という望まずして得た称号は周辺諸国にベトナムの軍事的脅威を植えつけ、統一ベトナムの外交的孤立を招くことになった。

# (3) 対中戦争(7)と全土における農業集団化(1976~84年)

サイゴン陥落の翌年、現在まで存続する統一政府であるベトナム社会主義共和国が誕生 し、ベトナム労働党もベトナム共産党へ改名した。統一ベトナムでは全国的な農業集団化 が推進された。北部では1979年までに、ほとんどの合作社が自然村から行政村(社)へ、 それにあわせて下部組織の生産隊も集落から自然村への拡大が行われた。北部では紅河デ ルタ地帯でも山岳地域でも、その土地の社会経済的特質を無視して高級合作社のモデルに 沿って、全ての土地・水牛・牛・農具の共有化を進めた。このような集団化は農民の意欲 を減退させ,もともと低い農民の収入はさらに下がることになった。さらに南部において も北部と同様に農業集団化が進められた。1980年までに、合作社が1,518(うち1,005が高 級合作社), 生産集団 (tap doanh san xuat) が 9,350 (農家世帯の 35.6%) 建設された (8) が、その多くが機能しないままに崩壊した。農地の公平な分配が南部では逆に、商品作物 の生産に適するように長年築き上げられてきた農業生産の仕組みを破壊することになった。 このことが, 南部農村で中心的な勢力を持つ中農層を破壊する事になった。中農層は土地・ 資本・経験・技術を蓄積し、商品作物の大部分を生産していた。メコンデルタの商品米穀 倉地帯は、合作社化と土地分配の中で極めて不安定になった。農民が合作社や生産集団に 加入する前に、自らの農機具や水牛を売り、果樹を切り倒し、土地を捨てる事例が相次い だ。1976~79 年の間のコメ生産は 320 万~460 万 t だったが、1979 年末に合作社・生産集 団の大崩壊が起こると80年には520万tと一気に上昇した。

またこの時期は中ソ対立の国際情勢の中で、ベトナムと中国の対立が激化した時期でも ある。王朝時代から何度も中華帝国からの侵略を受けていたベトナムは歴史的に反中感情 の強い国であったが,ベトナム戦争中はアメリカという共通の敵を前に団結せざるを得な かった。 だが 1972 年のニクソン訪中以降の米中和解によって急速に対立が深まり, さらに 1974年にはそれまで南ベトナムが実行支配していたパラセル諸島(中国名:西沙諸島,ベ トナム名;ホアンサ (Hoang Sa) 群島,位置は第1図を参照。)を中国が軍事占領し,現在 に至るまでの領土問題を起こしている。さらにベトナム統一後の77年末には中国はカンボ ジアのポル・ポト政権 (9) のメコンデルタへの攻撃(10)を支援した。翌78年4月にはベトナ ムが国内の華僑を弾圧しているとして<sup>(11)</sup>中国が公然とベトナムへの非難に踏み切った。6 月にはベトナムは中国への対抗上、ソ連圏のコメコン(経済相互援助会議)に東南アジア 唯一の国として参加した。そして同年末にはベトナム軍はポル・ポト政権に追われたヘン・ サムリン派とともにカンボジアに侵攻し、翌79年1月に首都プノンペンを制圧して親越政 権を樹立した。これに対して中国は2月、「懲罰」と称してベトナム北部へ軍事侵攻を行う が,ベトナム軍に撃退された。その後中国は外交的にベトナムを包囲する方針をとり,対 ソ戦略上中国との友好関係を維持したい西側諸国は「ベトナムのカンボジア侵略」を非難 してベトナムへの経済制裁措置を取り、ポル・ポト派を含む反越三派連合<sup>(12)</sup>をカンボジア の正統政権と認めていた。

厳しい国際環境と経済情勢の中でベトナム共産政権は、集団農業生産の修正をせざるを得なくなった。1981年1月13日共産党中央書記局は100号指示(DCSVN[1981])を出し、これまでの生産隊単位による共同作業から、各世帯を単位とする農業生産へ移行した。100号指示によって農家世帯は、合作社から①田植え②栽培管理③収穫の三つの段階を請け負い、請負契約量以上の生産物は自由に処分する権利を得た。その他の作業(水利、品種選択、肥料・殺虫剤分配など)は合作社の管理に残ったが、この改革は農家の意欲を刺激し、多くの農家(当時の調査で8割方)が請け負いを完遂したうえにさらに5~20%の余剰生産をなした。当時の共産政権の認識では、100号指示は集団農業生産の解体を意図したものではなく、あくまで作業の一部を個人世帯へ「請負」させたものに過ぎなかった。だが急激な国際環境の変化が、より一層の脱集団化を余儀なくさせる。

# (4)全方位外交と脱農業集団化(1985~95年)

1985 年にソ連書記長に就任したゴルバチョフはペレストロイカと呼ばれる政治経済の改革を行い、外交的にも冷戦構造の終結を行った。ベトナムにとってこの変化は国家財政を支えていたソ連圏からの援助の停止を意味し、生き残りのためにより一層の経済改革を行う必要に迫られた。こうして 1986 年末、第 6 回共産党大会でドイモイ<sup>(13)</sup>政策が採択され、ベトナムは全面的な市場経済化と外資導入が推進されるようになった。



第3図 100 号指示以降の一人あたり食料生産

資料: Nguyen Sinh Cuc[1995].

注:単位は kg/人/年。

農業生産面においてもドイモイ路線の推進が目指された。1981年の100号指示によって食料生産は急上昇したが85年を頂点に生産が下がり、特に87年は北部では81年以来最低の水準に達した(第3図参照)。その結果1988年初頭には北部で930万人(農家世帯の39.7%)が食糧難になり、うち360万人が飢餓状態に陥った。同じ頃、南部では形式主義的に合作社や生産集団に編成したことによる土地紛争が多発し、全国的な農業食料危機に陥った。100号指示による請負の下での生産拡大が持続しなかった理由として、①まだ多くの作業が合作社の管理に残っていたこと、②生産物のうち実質的に農家の手元に残るのがわずか20%であり生産意欲を刺激しなかったこと、が挙げられる。

こういった事態を受けて, 1988 年4月5日に共産党政治局10 号決議 (DCSVN[1988]) が発布された。所有面に関しては、10号決議は、農家による水牛・牛や農具の所有を認め た。またこれらの農業資材の市場での売買(従来は禁止されていた)も認められた。政治 局 10 号決議導入後わずか一年で、農家世帯の農耕用の牛や水牛の所有が 1.5 倍になった。 多くの農家がさらに小規模な器械(ポンプ・碾き臼・耕耘機など)を購入した。それまで 共有だった器械・水牛や牛・農具は各農家に売却された。農地もまた,請負または入札の 方法で農家世帯に 10~15 年の期間で使用が認められた(14)。これを機会に多くの合作社は 生産段階のうち二つのこと(水利および病害虫発生予察)だけに責任を負い、他は農家世 帯に任せることになった。また分配面に関しては、農家は税金と合作社基金(組合費)を 支払ったのちには、請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。食 料を安く買い上げられる義務は無くなり、余剰の農産物は自由に市場で売買してよいこと になった。この結果、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのが40%と倍増し、これま で以上に農家の生産意欲を刺激した。10 号決議は,労働点数による分配制度を廃止し,分 配と生産物の使用における農家個人世帯の自主権を肯定したという点で100号指示より重 要な進展があった。10 号決議の発布された 1988 年を期にコメ生産量が激増し、工芸作物 (コーヒー, コショウ等) の生産も拡大した(後述「4. 品目別動向編」参照)。さらに 1993 年の土地法改正によって、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が 農家個人世帯に新たに与えられた。

なおこの時期は中国および西側諸国との和解が急速に進んだ時期でもある。東欧共産政権が崩壊した 1989 年に民主化を求めるデモ隊を軍隊によって虐殺したこと(天安門事件)により西側諸国から厳しく批判された中国は,同じく共産党一党独裁体制を堅持するべトナムとの関係改善を図るようになった。またベトナム側としても外資導入のためにも周辺諸国との安定が必須であり,中国と和解しカンボジア紛争を解決する必要があった。1991年にパリでカンボジア和平協定が調印され(15),同年中越は国交を正常化した。さらに 1995年には,ベトナムはアメリカとも国交を正常化し,アセアンへの加入も果たした。また同年,WTOへの加盟申請も行われた。

# (5) 国際市場への本格参入(1996年~現在)

この時代は WTO 加盟交渉と AFTA(アセアン自由貿易地域)における共通有効特恵関税(CEPT: Common Effective Preferential Tariff)の引き下げ(ほとんどの品目を5%以下に)の実現が行われた期間にほぼあたる。1995年1月の WTO 加盟申請から 2007年1月の正式加盟まで12年もの時間がかかった理由の一つに中国の存在がある。2001年に WTO に加入した中国は加盟条件の一部について移行期間が認められたが、その履行が順調に進まなかったことから、ベトナムの WTO 加入に際しては加盟承認前に WTO ルールに沿った法制度整備など加盟条件の確実な履行に対する担保が求められた(藤田[2006])。

農業分野においても国際的基準に沿った法制度改革が行われた。1996年に合作社法が制定され、合作社は市場経済下の協同組合としての法的位置づけがなされた。また2000年には政府議決9号によって2010年に向けた農業発展戦略が打ち出され、それは2005年の首相決定150号によって補充された。さらに2003年には土地法・合作社法が再改正され、農地の交換分合が推進された。詳しくは次節「3.行政・政策編」で述べるが、これらの政策はいずれもWTO加入を見据えて国際市場参入によるベトナム農業の発展をめざした政策である。

WTO 加盟交渉においては、二国間交渉を EU (2004 年 10 月合意)、日本 (2005 年 6 月 合意)等と行い、有力国で最もベトナムに高いハードルを突きつけていた米国とも 2006 年 5 月に合意がなされ、同年 11 月 WTO 一般理事会はベトナムを 150 番目の加盟国・地域として承認した。同じく 2006 年 11 月にベトナムを議長国としてアジア太平洋地域の貿易自由化を促進するアジア太平洋経済協力 (APEC) が開催され、WTO 加入とともに国際市場へ本格参入するベトナムを世界に印象づけた。

また 2006 年 4 月には第 10 回共産党大会が開催され、ファン・ヴァン・カイ首相の引退など党人事の刷新(若返り)が行われた<sup>(16)</sup>。これを受けた 7 月の国会による指名によって就任したグエン・タン・ズン新首相は 10 月に日本を訪問し、2007 年から両国間の自由貿易協定(FTA)を柱とする経済連携協定(EPA)締結交渉を開始することで合意がなされた。

#### 3. 行政・政策編―ベトナムの農林水産行政と最新の農業政策―

本節では、まず「(1) ベトナムの農林水産行政機構」で、農業農村開発省をはじめとするベトナムの農林水産行政組織について解説する。次に「(2) 国際市場参入に向けたベトナム農業の発展戦略」で、2010 年および 2020 年までのベトナムの農林水産業の基本方針を示した 2000 年 9 号議決および 2005 年 150 号決定を解説する。最後に「(3) 経営基盤強化政策」で、農地・農協・農村金融の3つの政策に焦点を当てて、農業経営基盤強化を目的とした最新の農政の動向を分析する。

# (1) ベトナムの農林水産行政機構

#### 1) ベトナムの行政機構概説

ベトナムの国家元首は国会によって選出される国家主席(Chu tich nuoc)である。国家主席は大統領と和訳されることもあるが、実際の権限は制限されており米国大統領のような中央政府の長ではない。実際の国政は、国会の承認に基づき国家主席が任命する首相(Thu tuong)を長とする政府行政機構によって行われる。中央省庁(Bo)には日本でいう大臣に当たる閣僚(Bo truong)がその長として存在し、各閣僚は首相によって指名され国会の承認を経て国家主席によって任命される。日本の農林水産省にあたるのが、農業農村開発省(Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon)であり、その担当閣僚を本章では農業農村開発相、もしくは略して農相と記す。

ベトナムは今なお共産党一党独裁体制が続いており、政府の政策は共産党が決めた方針に従って執行される。共産党の指導者である書記長(Tong Bi thu)・国家元首である国家主席・政府の長である首相の3人がベトナムにおける最大の実力者であり、ベトナムはこの3人の集団指導体制(17)によって運営されているといわれている。

各地方レベルの行政機構は、上から省(tinh、日本の県に相当)-県(huyen、郡に相当)-社(xa、行政村に相当)という構成である。また各地方省と同格の中央直轄市として、首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市が存在する(第1図参照)。本章において、「各地方省」という場合には、この中央直轄市も含める。各地方の省・県・社にはそれぞれ日本の地方議会にあたる人民評議会(Hoi dong nhan dan)が存在し、人民評議会によって地方行政の執行機関である人民委員会(Uy ban nhan dan)が選出される。国会も各地方レベルの人民評議会も人民の選挙によって代表(議員)が選ばれることになっているが、実際には共産党の方針に反する政治活動や言論は厳しく統制されており、各地方レベルの人民委員会はその地方レベルの共産党支部の指導下にある。

# 2) 農業農村開発省

1995 年 10 月の国会によって、それまでの農業食品産業省・林業省・水利省の三省が合併して農業農村開発省を設立することが決定された(1996 年 1 月に正式発足)。ほぼ日本の農林水産省の所掌事務に重なるが、さらに塩業、水利管理、そして人口の7割以上を占める農村部の開発(農村への開拓移住や水質改善等も含む)も管轄している。反面、水産業に関しては管轄外である。

現在の農業農村開発省の所掌事務および内部組織は,2003年7月18日付け政府議定86号(CPVN[2003a])によって定められ,さらに2005年10月13日付け政府決定254号(CPVN[2005b])によって農業局が耕種農業局と畜産局に分割され,現在では農業農村開発省本省は以下のような部局構成(18)となっている。

官房 (Van phong)

監査 (Thanh tra)

企画部(Vu Ke Hoach)

財務部(Vu Tai chinh)

科学技術部(Vu Khoa hoc cong nghe)

国際協力部(Vu Hop tac quoc te)

法制部(Vu Phap che)

人事部 (Vu To chuc can bo)

耕種農業局 (Cuc Trong trot)

畜産局 (Cuc Chan nuoi)

植物防疫局(Cuc Bao ve thuc vat)

家畜衛生局 (Cuc Thu y)

農産加工・塩業局(Cuc Che bien nong lam san va nghe muoi)

林業局(Cuc Lam nghiep)

森林保全局(Cuc Kiem lam)

水利局(Cuc Thuy loi)

治水防災局 (Cuc Quan ly de dieu va phong, chong lut, bao)

農業土木局 (Cuc Quan ly xay dung cong trinh)

合作社·農村開発局(Cuc Hop tac xa va phat trien nong thon)

なおこれら以外に施設機関として、情報・統計センター (Trung tam Tin hoc va Thong ke), 国家農業改良普及センター (Trung tam Khuyen nong Quoc gia), 水質改善・農村環境衛生センター (Trung tam Nuoc sach va ve sinh moi truong nong thon) や各試験研究機関などがある。

また各地方省の農林行政は、農業農村開発省の指示に従って地方省人民委員会の農業農村開発局(So Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon)が担うが、日本でいう地方農政局にあたる農業農村開発省直属の地方出先機関は存在しない。但し実務を担う各局や施設機関には地方出先機関を有するものもある<sup>(19)</sup>。

### 3) その他の行政機関

ベトナムの農林水産行政には、農業農村開発省以外にも下記の省庁が関係する(20)。

- ・水産省 (Bo Thuy san):日本の水産庁にあたる行政組織であるが、農業農村開発省とは独立した省庁として存在している。地方水産行政は農林行政と同様に、水産省の指示に従って各地方省人民委員会の水産局 (So Thuy san) が担っている。
- ・商務省 (Bo Thuong mai):商業,市場管理および貿易を管轄する行政組織である。日本の経済産業省とは違って工業や資源管理は管轄外である。経済に関する国際交渉は商務省が組織することになる。例えば、WTO 加盟交渉団の団長は商務省次官が務め、個別案件に関してその度に各省庁から担当者が交渉団に加わっていた(藤田[2006])。

- ・計画投資省 (Bo Ke hoach va Dau tu): ベトナムの政府全体の経済計画を企画立案する行政組織である。近年では、2006年4月の第10共産党大会において承認された「2006~2010年5ヶ年の経済・社会発展の方向性と任務」を受けて、計画投資省は「2006~2010年5ヶ年の経済・社会発展計画」を作成し6月の国会で承認を受けた。計画投資省の内部組織のうち、農林水産行政に関わる部局として合作社部 (Vu Hop tac xa) 及び農業経済部 (Vu Kinh te nong nghiep) がある。なお、ODA管理も計画投資省の管轄であり、JICA等の農村開発援助も計画投資省を通して実行される。
- ・国家銀行 (Ngan hang Nha Nuoc): ベトナムの中央銀行である。現在ベトナム農村で融資を行っている農業農村開発銀行 (Ngan Hang Nong nghiep va Phat trien Nong thon)・社会政策銀行 (Ngan Hang Chinh sach Xa hoi)・人民信用基金 (Quy Tin dung Nhan dan) などはすべて国家銀行の管理下にある (農業金融については3)3)で後述)。
- ・統計総局 (Tong Cuc Thong ke): ベトナム国内の統計管理を行う行政組織である。農林水産統計に関しては、統計総局の農林水産統計部 (Vu Thong ke nong, lam nghiep va thuy san) が担当している。

# (2) 国際市場参入に向けたベトナム農業の発展戦略

#### 1) 2000 年 9 号議決

「2. 歴史編」で述べたようにベトナム農業は1980年代からの脱集団化と流通自由化によって急速な発展を遂げ、それまでの自給自足的な農業生産は世界市場をターゲットとする商業的農業へと発展しつつある。このような農業生産構造の変化を踏まえてベトナム政府は2000年6月15日に政府議決9号(CPVN[2000])を発表し、2010年に向けての農業発展戦略を打ち出した。本議決はまずドイモイ路線に沿った農林水産業の発展を評価した上で、その発展を継続させるための政策の柱として以下の5つを挙げている。

- ①農業生産における新技術の導入
- ②生産と加工・販売との効果的結合
- ③財政政策
- ④外国市場の情報収集とマーケッティング能力開発
- ⑤商業的農産品販売に関する行政の管理責任

①はベトナム農産物の高付加価値化のために改良普及事業を強化して農業生産の現場に 新技術を導入することである。特に、改良品種の国内生産・病害虫防除および疾病管理強 化・水節約型灌漑の開発・国際基準に沿った加工保存技術の導入、が重要な目標として挙 げられている。

②は農産加工分野を強化するために地方の中小事業体を支援するとともに、農産加工関連国営企業を株式会社化して経営を効率化させる。さらに農民と契約して農産品販売事業を行う新型合作社(農協)を育成する(合作社に関しては後述(3)2)を参照)。そして

農村における職業教育の強化による人材育成も挙げられている。

③は税制・投資・保険に関する政策である。税制に関しては、商業的農産品の取引に対する免税措置と市場リスクに遭遇した場合の農地使用税の減免措置が挙げられている。なお農地使用税に関しては2003年に実質的に免税になった(後述(3)1)を参照)。投資に関しては、農村におけるインフラ(灌漑・道路・橋・港湾・倉庫)に関する公共事業を行い、農産物流通を効率化させる。保険に関しては、品目ごとの農業保険基金の設立を国家が支援することが挙げられている。

④はベトナム農産品輸出の拡大と輸出市場の多様化のために各企業の外国市場の情報収 集活動を政府が支援することである。具体的には外国における物産展・展覧会開催の援助, 農産物輸出業務を行う人材の育成などが挙げられている。

⑤は商業的農産品の販売と輸出に関する行政を効率化させるために、各中央省庁(商務省・農業農村開発省・水産省)および各地方省人民委員会の所掌分担を 2000 年中に明確化させることを定めている。

# 2) 2005年150号決定

さらに 2005 年 6 月 20 日付け第 150 号政府首相決定 (CPVN[2005a]) によって 2010 年および 2020 年に向けてのベトナム農業の計画が発表された。その方針は 2000 年 9 号議決を踏襲したものであるが、それに加えて以下の 3 点が新たに付け加えられている。

- ①2003 年土地法に沿った農地政策の執行と農地交換分合の推進(後述(3)1)参照)
- ②AFTA 共通有効特恵関税実施と WTO 加盟交渉のための国際的合意事項の遵守
- ③品目ごとの生産適地を特定して生産集中を図る(後述「4.品目別動向編」参照)

また農業関連全体の2010年および2020年までの具体的な数値目標として以下のものが挙げられている。参考までに2005年の数値(暫定値,TCTK[2006]より計算)も付す。

- ①2005 年現在は 12%である農林水産業生産高の年間増加率を 2010 年まで4~4.5%に, 2020 年までは4%に維持する。
- ②2005 年現在は耕種農業 74.5%・畜産 23.4%・農業サーヴィス業 2.1%である農業(林業・水産業を除く)の生産高構成比率を 2010 年までに耕種農業 65%・畜産 30%・農業サーヴィス業 5%に, 2020 年まで耕種農業 50%・畜産 35%・農業サーヴィス業 15%に転換する。
- ③2005 年現在は 37.7%である森林被覆率を 2010 年までに 43~44%に, 2020 年までは 50% に増加させる。
- ④2010 年までに年間 120,000~150,000ha の農地を開拓する (2011~2020 年に関しては計画無し)。
- ⑤2005 年現在は 84 億ドン $^{(21)}$  (うち農林業 57 億ドン,水産業 27 億ドン)である農林水産物の年間輸出金額を 2010 年までに 110 億ドン (うち農林業 70 億ドン,水産業 40 億ドン)に,2020 年までは 175~180 億ドン (うち農林業 95~100 億ドン,水産業 80 億ドン)に増加させる。

品目ごとの栽培面積や生産量・輸出量などの数値目標は,2000年9号議決において2010年までの数値が挙げられ,さらに2005年150号決定で補充・修正(一部の品目では2020年までの数値も)が行われているので,後述の「4.品目別動向編」において解説する。

以上みてきたように,2000年9号議決および2005年150号決定が打ち出している方針の全体的傾向は,これまでの量的拡大一辺倒から国際市場において競争力を持つ高品質な農林水産物を生み出す方針への転換である。

# (3) 経営基盤強化政策

9号議決および150号決定そのものは、国際市場においてベトナムの農産物の価値をどう高めるかということに重きが置かれている。本項では、農産物を生み出す個々の農業経営体の経営基盤を強化することを目的とした3つの政策(農地・農協・金融)を取り上げ解説する。

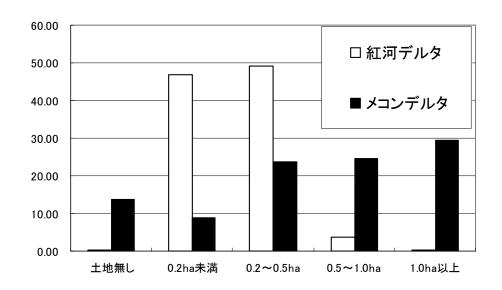
# 1)農地政策

# (i)土地法改正

「2. 歴史編」で前述したように 1980 年代に農業の脱集団化が行われ, 93 年には土地 法が全面改正された。93 年土地法(QHVN[1993b])は、土地の所有権は国家に属するとの 原則を維持しながら、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利を個人世帯 に与えた(第3条2項)。また農林水産用地の使用期間に関しては、一年生作物地および水産養殖地は 20 年間・多年生作物は 50 年間の長期使用を認め使用期間終了後も違反行為等がなければ継続使用を認める事とした(第20条)。また土地面積に関しては、一年生作物 地は 3 ha まで、それ以外は政府の規定によるものとした(第44条)。この 93 年土地法から土地権利証書の発行が始まり現在ではほぼすべての農家に交付されている。

その後 98 年に 93 年土地法の一部の条文が補足・修正された。98 年における特に重要な改正点として,第 22 条において 98 年改正の発効以前から制限面積枠を超えて農地を使用している場合には土地交付期間の 2 分の 1 の期間中は追加納税によって継続使用が許可され,継続使用期間終了後または 98 年改正発効以降の超過面積も「借地」という形で許可され,93 年土地法第 44 条の制限面積以上の農業経営も事実上認められるようになったことである(QHVN[1998])。その後 2001 年の改正を経て,93 年土地法改正以来の全面改正である新土地法(QHVN[2003a])が 2003 年 11 月 26 日に国会で可決され,2004 年 7 月 1 日より施行された。

93 年土地法第 44 条では個人世帯の長期使用が認められる一年生作物以外の土地面積は 政府の規定によるものとされていたが, 2003 年土地法では多年性作物地はデルタ地域で 10ha・山岳地域で 30ha までと法律で明記された (第 70 条第 2 項)。また高収量・高品質な 水稲栽培専用農地への国家による補助・インフラ整備・新技術の導入策をとることを規定 した (第74条第1項)。そして水稲栽培専用農地の工芸作物・養殖・非農業への転換を規制した (同第2項)。国が民間農場 (後述(ii)参照) への奨励策をとることも規定された (第82条第1~2項)。これは 2000年9号議決における生産性の低い水田の転換奨励策と表裏一体をなすもので、国際市場参入をめざして農地の専業化を促すものである。さらに個人が土地使用権を登記・交換・譲渡・賃貸・相続・抵当するための具体的手続きが詳細に定められた (第122~131条) ことは、脱集団化以降ベトナム各地で土地紛争が頻発していることが背景にある。



第4図 紅河・メコン両デルタにおける経営規模別に見た農家世帯の分布

資料:TCTK[2003]. 注:単位は%

# (ii) 農地の交換分合と民間農場の発展

第4図は、2001年に行われた『農村・農業・水産業センサス』(TCTK[2003])からべトナムの代表的農業地帯である北部の紅河デルタと南部のメコンデルタにおける経営規模 (農用地面積)別に見た農家世帯の分布を計算したものである。紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等なのに比して、メコンデルタでは経営規規模の平均は大きいが土地所有の不平等化が進んでいる。このような両デルタの地域性を反映して近年の農地政策は、主に紅河デルタを対象とした農地の交換分合と主にメコンデルタを対象とした民間農場奨励策が行われている。

紅河デルタでは元々村落共同体的結合が強い上に独立後の土地改革で地主が追放された ため、脱集団化においても農民に土地が均等に分配された。分配に際しても単に一人あた りの農地面積を均等にするだけではなく土地等級(地味)ごとの平等性も追求されたため、 さらに細分化された。例えば筆者が調査したナムディン省(第1図の25)とハイズオン省 (第1図の 19) の村では一世帯あたりの約2反の零細経営であり、それがさらに $5\sim10$ 筆程度に分かれていた。この土地分配は脱集団化の初期においては農家の生産インセンテ ィヴを刺激しコメ生産の労働集約的な発展をもたらしたが、国際市場への全面参入を迎え て効率性を追求するために農地の交換分合(don dien doi thua)が行われた。これは借地や 土地使用権の譲渡ではなく各農家世帯が使用権を有する農地面積を維持したまま各農家間 の農地を交換して集積させる政策である。上記の両調査村では2003年の交換分合によって 一世帯あたり4筆以内に収まるようになった。このように土地の交換分合がスムーズに進 んだ背景として 2003 年に農地使用税が事実上廃止されたことが挙げられる。1993 年の農 地使用税法(QHVN[1993a])では、農地が6等級に分けられそれぞれに異なった税率が適 応された。税率は作期ごとの収穫前の作柄予想に応じて決まっていた。この徴税方法は手 続きが煩雑な割には政府の財政収入には貢献しなかったこともあり、2003年6月の国会に おいて農地使用税撤廃が決定され、細目は11月3日付政府議定129号(CPVN[2003b])に おいて定められた。これは93年農地使用税法を廃止するのではなく, 自らが使用権を持つ 農地もしくは農業合作社や農場から請け負っている農地を使用する農家には農地使用税を 免除するという形<sup>(22)</sup>で,事実上の農地使用税撤廃を定めたものである<sup>(23)</sup>。この措置によっ て土地等級の分類が意味を成さなくなり交換分合をスムーズに進めることができるように なった<sup>(24)</sup>。

これに対してメコンデルタでは,独立前から大土地所有制が発展し農業集団化もほとん ど行われていなかった。そして脱集団化においても平等に分配された北部と違って南部で は元の持ち主に農地が返還される事が多かった。市場経済化・国際化の中で経営規模拡大 を推進したい政府はこのような土地の不平等を黙認しつつ、民間農場(25)(trang trai)による 農業生産を支援する政策を推進している。98年11月に共産党政治局6号決議が発布された。 これは党の議決の中で初めて民間農場の役割が認められたという点で画期的な意味を持 つ。さらに2000年2月に政府議決3号によって、民間農場は法的な地位を確立した。さら に前述のように 2003 年土地法では国が民間農場への奨励策をとることが明記された。2002 年7月1日の時点で全国に61,787の民間農場が存在し、うちメコンデルタが過半(51.7%) を占める反面、紅河デルタはわずか 3.14%しかない。経営業種別でみると、メコンデルタ の民間農場のうち一年生作物を経営する農場数が57.3%、水産養殖が38.2%となっている。 ちなみに水田耕作のほとんどが農家世帯によって行われている江河デルタでは、この数字 が 10.5%と 55.3%となっている。また中部高原の場合には多年生作物 (コーヒー・ゴムな ど)を生産する農場が 85.6%を占め、それぞれの生産適合品目に沿った農場が経営されて いることを伺わせる。なお一農場あたりの平均面積は 6ha と国営農場に比して圧倒的に小さ V (Nguyen Sinh Cuc[2003]) 。

# 2)農協政策

# (i)合作社法

「2. 歴史編」で述べたように 1980 年代から農業経営の決定権が合作社から徐々に農家個人世帯へ委譲され,農業生産における合作社の役割は著しく縮小することになった。ベトナム政府は,ソ連型集団農場モデルに代わる新しい位置づけを合作社に求めるようになり,それが 1996 年の合作社法 (QHVN[1996]) 制定につながった。

96年合作社法第7条には組合員の自由加入の原則(1項)・民主的運営の原則(2項)・自治独立の原則(3項)・出資額もしくはサーヴィス利用高に応じた剰余金分配の原則(4項)・合作社間協力の原則(5項)が明記されている。さらに2003年の改正で第5条2項に公開の原則が追加された(QHVN[2003b])。これらの原則はICA(国際協同組合同盟,International Co-operative Alliance)の協同組合原則にほぼ沿っている(第2表参照)。つまり,合作社はかつての社会主義的集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合<sup>(26)</sup>へとその法的位置づけが根本的に転換したのである。

第2表 協同組合原則とベトナム合作社法

協同組合原則	ベトナム合作社法(1996年・2003年)の条項
第1原則:自由加入・公開の原則	自由加入の原則(1996年法第7条1項)
	公開の原則(2003年法第5条2項)
第2原則:民主的運営の原則(一人一票制)	1996年法第7条2項および第28条3項
第3原則:剰余金処分の原則(利用高に比例	1996年法第7条4項
しての組合員への分配)	
第4原則:自治独立の原則	1996年法第7条3項。
	2003年法では、96年法第11条の合作社内の共産
	党細胞の記述が削除され、自己の利益を侵害する
	行為に対して合作社自身が申立する権利(第6条
	11項)が追加。
第5原則:教育促進の原則	1996年法第 9 条10項
第6原則:協同組合間協力の原則	1996年法第7条5項
第7原則:地域共同体への貢献の原則	

資料:協同組合原則は、国際協同組合同盟ウェブサイト (http://www.ica.coop/coop/principles.html, 2007年1月29日アクセス)より。

ベトナム合作社法は 1996 年法 (QHVN[1996]) および 2003 年法 (QHVN[2003b]) 原文より。

# (ii)合作社の類型

合作社法施行<sup>(27)</sup>以降,集団農業生産時代に設立された農業合作社は解散もしくは合作社法に適合するように転換した上で存続しているが,それら以外の新しい合作社も誕生してきている。ここでは合作社の現状を把握する枠組みとしてグエン・ターイ・ヴァンの分類法(Nguyen Thai Van [2002],第3表参照)を取り上げる。その理由は,第一に合作社法施行以降に設立された新しい合作社も含む幅広い合作社を対象にしていること,第二に明確な定義によって合作社を類型化していること,第三にヴァンがベトナム農業省第一幹部養成学校(Truong Can bo quan ly nong nghiep va phat tren nong thon I)に所属しており政策決定に近いため今後の動向を把握する上で有益であることであること,である。

第3表 現代ベトナム合作社(農協)の類型

NOW SHIT IN CHILD (MM) O'ME					
へ 佐牡 の 拓邦!	# 144 FU \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	新設合作社			
合作社の類型	転換型合作社	再結成型合作社	独立型合作社		
	旧農業合作社が合作社法	合作社法施行(97年)以降に設立された合作社			
ヴァンによる定義	に適合するように転換した	旧合作社を解散・清算	旧合作社とは全く独		
	合作社	して再結成した合作社	立に設立された合作社		
2002 年末現在の総数	( 052	2,0	39		
(BNNPTNT[2003])	6,852	(再結成型・独立	型の内訳は不明)		
如人口)本文曲口	旧来からの組合員	合作社結成時に出資金を出した農民(一部			
組合員となる農民	(管轄内の大多数の農民)	もしくは経験や運営能力のある農民だけ)			
サーヴィス提供対象	組合員である農民	管轄内のすべての農民	組合員である農民		
	旧合作社から引継いだサ	水利または給電のみの	設立目的である単一		
サーヴィス内容	ーヴィス <sup>注</sup>	合作社が多い	事業(酪農・養殖など)		
	, ,	所有関係や目的が明確で	で組合員のモチベーション		
ヴァンから見た利点	なし	が高いので効率的な運営	(特に独立型は活動的)		
	市場動向への未対応,所	北如人只典帝汉下之人。	農民間の不平等化を		
ヴァンから見た問題点	有関係が曖昧,地方政府か	非組合員農家による合作	促進し、農村内の火種と		
	らの干渉、など	社サーヴィスのただ乗り	なる可能性		

資料:合作社数はBNNPTNT[2003], その他はNguyen Thai Van [2002].

注: Nguyen Thai Van [2002] では具体的な記載はないが、一般的には水利・給電・種籾供給・技術指導など。

ヴァンはまず農業関連の合作社を,旧合作社から転換した「転換型合作社」と合作社法 施行以降に設立された「新設合作社」の二つに大別している。転換型合作社の多くは業務 が活発とは言い難い。具体的には、市場動向を把握して農民に対して情報提供や作物指導 などの適切な対応を取れる合作社幹部が少ない、出資額やサーヴィスの利用高に応じた分 配が行われていない など,旧合作社から名目的に転換しただけのところが多い。 また名前 も同じ「合作社」で幹部の顔ぶれも集団農業生産時代と変わらないために、地方政府の方 も意識改革がなされておらず、旧来同様に行政の干渉を受けやすい。ヴァンはもう一方の 新設合作社をさらに,旧合作社を一旦解散した上で新たに設立された「再結成型合作社」 と旧来からの農業合作社とは全く独立に設立された「独立型合作社」に分類している。再 結成型合作社は,旧合作社を一旦解散(その際に資産を評価して債権債務関係を清算)し た上で新たに出資金を出した農家だけを組合員として設立される。この型は、旧合作社の ように管轄内のすべての農民ではなく一部の裕福もしくは経験や運営能力のある農民だけ を組合員としている(但しサーヴィスは管轄地区内の全農民が対象)ため,生産隊のよう な下部組織を通さず執行部が直接サーヴィスを実施している。またサーヴィスの種類は非 常に少なく,多くは水利・給電のみに限定されている。独立型合作社は,特定の目的のた めに新たに設立されたものなので、多くは一種類のサーヴィスに特化(酪農・野菜加工・ 養殖など)している。この型は中央政府の指示ではなく,農民の実際の要求や市場の需要 に応じて設立されたため、非常に活動的であり利潤追求の面で効率的である。再結成型・ 独立型ともに新設合作社は、出資金を含む合作社財産の帰属と所有関係が明確である、合 作社の事業目的(サーヴィス内容)が明確である、組合員が加入するときに必ず出資をし なければならないのでモチベーションが高い,等の理由で転換型合作社よりも運営が効率 的に行われている。その反面問題点として、再結成型合作社は組合員ではない農民が水利 などの合作社サーヴィスを無料で使用(ただ乗り)すること,独立型合作社は一部の裕福 な農民だけを組合員としているため農村内の新たな対立の火種となる可能性があること, が挙げられる。

#### (iii)合作社の方向性

上記の通り、ヴァンの認識では新合作社法以降に新しく設立した独立型合作社が最も評価が高い。また前項「国際市場参入に向けたベトナム農業の発展戦略」で述べた 2000 年 9 号議決においてもこの種の合作社の育成が明記されているように、ヴァンの認識はほぼ現在のベトナム政府の農協政策を代弁するものといってよい。だが集団農業時代の歴史的背景を有する「転換型合作社」は市場経済化に伴って消滅するしかないのであろうか。この型の合作社の多くは今なお管轄内のほとんどの農民を組合員として抱えている。よって市場動向を正確に把握して販売事業に進出できれば組合員数という規模の経済を活かせる可能性がある。もしそのように発展できるとすれば日本型の総合農協の経験はモデルになるであろう。ベトナム政府は合作社法を制定する際して FAO の協力を得、ベトナム農民組織の目指す方向性として基本的には欧米型専門農協(ヴァンのいう「独立型合作社」)をモデ

ルとしてきた。だが反面 JICA からも農協関連の専門家を招聘していることからわかるように日本型総合農協の可能性も完全に否定しているわけではない。今後の我が国の国際協力においては我が国の経験が効果的に活用されるよう,日越の歴史的社会経済的背景を綿密に比較検討する必要がある。

# 3)農業金融政策

1980年代の脱集団化によって農家世帯が生産の基本になり、また市場経済化の進展によって農家世帯への経営支援のための金融制度の整備が重要になってきており、90年代以降農家個人世帯への貸付が行われるようになった。

第4表 現代ベトナムの農業金融機関

	農業農村開発銀行	社会政策銀行	人民信用基金
		(旧貧民銀行)	
貸付対象者	2/3 が個人世帯。その他	融資の8割が貧困世帯	各基金の組合員
	企業・団体など。	向け。その他政策対象。	
本店と支店網の構造	ハノイに本店。各地	ハノイに本店,省レベ	社(行政村)ごと
	方(省-県-社レベル)	ルまで支店。県以下は農	に1基金。中央会(全
	に支店。	業農村開発銀行に業務	国連合会)が省レベ
		委託。	ルに支店を持つ。
主な資金源	預金・公社債	政府による補助	各組合員からの預金
2004 年の貸付総額	139,381	14,302	5,088
(十億 VND)			
担保の必要性	1000 万ドンまで不要	不要	必要

資料: NHNNPTNT[2005], NHCSXH[2005], QTDTW[2005].

#### (i) 農業金融機関の種類

現在ベトナム農村で活動している金融機関は主に三つある(第4表参照)。このうちで最も大きな地位を占めるのが、農業農村開発銀行(Ngan hang nong nghiep va phat trien nong thon)である。同銀行は1988年に中央銀行であるベトナム国家銀行から独立した。2004年現在、貸付金額の総計は139兆3810億ベトナムドンと圧倒的シェアを占めている。元々は合作社や国営企業のような組織中心の貸付であったが、90年代から個人への貸付を増やし、2004年現在貸付額の65.8%が個人向けになっている(NHNNPTNT[2005])。ハノイに本店があり、各地方レベル(省、県、社)に支店がある。国有銀行とはいえ、基本的には

独立採算であり、その資金源は自らが調達した預金・公社債である。また貸付に際しては 担保を取るのが基本だが、1999年3月30日付け政府首相決定第67号(CPVN[1999])に よって個人の借入は1000万ドンまで無担保になった。

また、農業農村開発銀行の貸付を受けられない貧困世帯への政策的低利貸付を目的に貧 民銀行(Ngan Hang Phuc vu Nguoi ngheo)が設立され貸付が 96 年から開始された。貧民銀 行は本部はハノイにあるものの、地方においては自らの支店をもたず農業農村開発銀行の 支店に業務を委託していた。また農業農村開発銀行の副支店長が貧民銀行の支店長を兼任 していた。貧民銀行業務が農業農村開発銀行にとって財務的に負担になっていることもあ り, 貧民銀行は 2002 年に社会政策銀行 (Ngan Hang Chinh Sach Xa Hoi) に改組され 2003 年から業務が開始された。社会政策銀行はこれまでの貧困世帯<sup>(28)</sup>に加え,各種の政策的な 融資(条件不利地域への優先的貸付,農村の水質改善,学生への奨学金など)も手がける (NHCSXH[2003])。社会政策銀行になってから地方に独自の支店を持つようになったが、 現時点では省レベルまでであり、県レベル以下は相変わらず農業農村開発銀行の支店網を 利用している。またその資金源も改組以降は預金を集めるようになったが、2004年の負債 のうち預金・公社債はわずか 13.8%にしか過ぎず (NHCSXH[2005]), 事実上政府によって 補助で運営されている。貧民銀行そしてその後身の社会政策銀行の貸付対象となる「貧困 世帯」は,労働・傷病兵・社会省(Bo Lao dong thuong binh va Xa hoi)の定める貧困基準に よる (NHCSXH[2003])。なお貧民銀行から受け継いだ貧困世帯向けの融資は無担保で農業 農村開発銀行より低利だが、貸付額も少額である。

これらの国有銀行のほかに、1993 年には人民信用基金(Quy Tin dung Nhan dan)という民間の信用組合がカナダの信用組合をモデルにして設立された。人民信用基金は、県の下の行政単位の社(行政村)を単位としており原則として各基礎基金(Quy Tin dung Nhan dan Co so、単位組合)ごとに独立採算である。なお省ごとの連合会として地域人民信用基金連合会(Quy Tin dung Nhan dan Khu vuc)があり国レベルで人民信用基金中央会(Quy Tin dung Nhan dan Trung Uong)が存在したが、経営の効率を図るために 2001 年末までにすべての地域人民信用基金連合会が人民信用基金中央会の支店に改組された(QTDTW[2002])。人民信用基金は預金のできない低所得者は借入が困難である<sup>(29)</sup>。また貸出金利も農業農村開発銀行や貧民銀行に比べて高利であるが、1 件あたりの貸付金額も大きい。2004 年現在でまだわずか 905 基礎基金しか存在せず、これは全国の社数のわずか一割でしかない<sup>(30)</sup>。基本的に各基礎基金は独立採算制のため、人民信用基金が活動できるのは現金収入源があり市場経済化が進んでいるところのみと言っていい。

# (ii)農業金融についての留意点

1990年代以降ベトナムの農業金融は順調な発展を遂げているが、日本の場合と違って農協(合作社)は金融には全く関与していない。農業農村開発銀行・社会政策銀行の個人向け無担保融資は農村部における農民会(Hoi Nong Dan)や婦女連合会(Hoi Lien Hiep Phu Nu)を通じてもたらされる。これらはベトナム祖国戦線(Mat tran To quoc Viet Nam)に属する

組織である。祖国戦線はベトナム共産党の意思を代弁して選挙の際に候補者を推薦するなど地方における共産党の重要な翼賛組織である。ベトナム政府が祖国戦線の組織を通じて農民へ貸付を行っているのは、今後の政治的多元化を見据えて農村部における共産党の影響力を保持するためである(岡江[2004])。また人民信用基金と合作社との連携も全く見られない。これは前者が国家銀行、後者が農業農村開発省という管轄する行政組織の違いも一因であると思われる。

# 4. 品目別動向編―主要品目ごとの生産・輸出動向と政府の対策―

第5表はベトナムの輸出金額に占めるセクター別の割合(%)である。ベトナムの輸出にとって農林水産物の割合は徐々に下がってきているものの、なお2割以上を占めることが分かる。第6表は2004年の品目別農林水産物輸出額および割合(対全世界・対日)である。特に割合が大きい品目は、コメ(農林水産物輸出総額の13.7%)・コーヒー(9.3%)・林産物(17.4%)・冷凍エビ(15.7%)である。ベトナムにとって日本向けの輸出が多い品目として、野菜果実・林産物・水産物がある。なお現在ベトナムは、コメとコーヒーで世界第2の、コショウで世界第1の輸出量を達成しているが、これらの品目はいずれも第6表に見るように日本向けはまだ多くはない。以下、生産および輸出面で主要な品目を取り上げ、それぞれの生産・輸出動向と政府の対策について述べる。

第5表 ベトナムの輸出金額に占めるセクター別の割合

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
重工業・鉱物	25.3	28.7	28.0	27.9	31.3	37.2	34.9	31.8	32.2	36.4
軽工業・手工業	28.5	29.0	36.7	36.6	36.8	33.9	35.7	40.6	42.7	41.0
農産物	32.0	29.8	24.3	24.3	22.0	17.7	16.1	14.3	13.3	12.8
林産物	2.8	2.9	2.5	2.0	1.5	1.1	1.2	1.2	1.0	0.7
水産物	11.4	9.6	8.5	9.2	8.4	10.2	12.1	12.1	10.8	9.1

資料: TCTK[1998][2001][2002][2006].

注:単位は%

第6表 ベトナムの品目別農林水産物輸出額(2004年)

	対全世界輸出		対	日輸出
	金額	農林水産物輸出総額	金額	各品目中に占める
	(百万米ドル)	に占めるシェア(%)	(百万米ドル)	対日輸出シェア(%)
農林水産物合計	6,928.3	100.0	-	-
農林産物	4520.0	65.2	-	-
うちコメ	950.4	13.7	16.1	1.7
野菜・果物	178.8	2.6	22.1	12.4
コーヒー	641.0	9.3	20.6	3.2
ゴム	596.9	8.6	15.1	2.5
カシューナッツ	436.0	6.3	5.1	1.2
コショウ	152.4	2.2	0.4	0.2
茶	95.5	1.4	1.4	1.4
畜産物	34.4	0.5	-	-
林産物	1207.2	17.4	180.0 (注)	14.9
水産物	2408.3	34.8	785.9	32.6
うち冷凍エビ	1084.5	15.7	-	-
冷凍魚	491.5	7.1	-	-

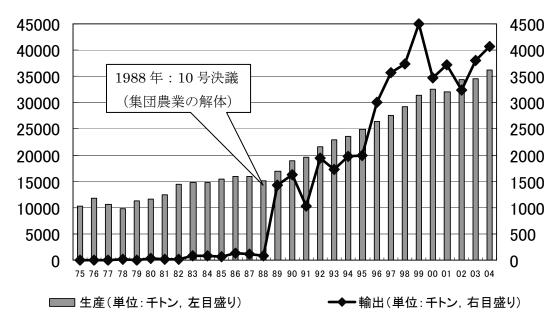
資料:農林産物輸出はBNNPTNT[2005]。水産物の対全世界輸出はTCTK[2006]。

水産物の対日輸出はベトナム水産省情報センターウェブサイト(http://www.fistenet.gov.vn/xuat%5Fnhapkhau/market\_export.asp?years=2005, 2007年1月23日アクセス)より。

注:対日林産物は「材木・木製品」の数値。数値のない項目(-)は上記資料に無かったデータ。

# (1) コメ

コメはベトナム人の主食であり、また重要な輸出産物である。第5図は南北統一(1975年)以降のベトナムのコメ生産量および輸出量をグラフ化したものである。図が示すように 1989年から生産量が伸び、またこの年から実質的に輸出が始まり、現在まで増加傾向にあることが分かる。「2.歴史編」で述べたように 1988年に発布された共産党政治局 10号決議によってベトナムの集団農業生産体制は実質的に解体した。この決定が農家のインセンティヴを刺激し、翌年からのコメ増産につながったことが理解される。10号決議以前には恒常的にコメを 70~100万トン輸入していた(Nguyen Sinh Cuc[2003])が、今やアメリカを抜きタイに次ぐコメ輸出国(31)になるまでに成長した。主な輸出先はアセアン諸国(2004年の輸出金額の 33.5%)・イラク(10.6%)・ロシア(3.1%)である(BNNPTNT[2005])。日本へは 1997年から精米の形で輸出しており、98年からはコメ輸入先(精米・玄米・砕米の合計金額)5位を維持していたが、2005年には前年の3倍近くの対日輸出を達成し第4位となった(第7表および第6図参照)。



第5図 南北統一以降(1975~2004年)のベトナムのコメ生産量と輸出量

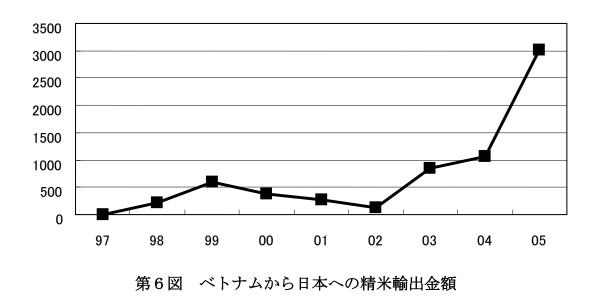
資料: 1999年まではTCKK[2000], 2000年以降はTCTK[2005][2006].

第7表 世界のコメ生産・輸出と日本へのコメ輸出の上位国

	世界のコメ生産量	世界のコメ輸出量	日本のコメ輸入先
	上位5ヶ国とシェア	上位5ヶ国とシェア	上位5ヶ国とシェア
第1位	中国 (29.8%)	タイ (32.9%)	アメリカ (50.6%)
第2位	インド (21.1%)	インド (15.6%)	タイ (20.1%)
第3位	インドネシア(8.9%)	ベトナム (12.9%)	中国(17.7%)
第4位	バングラデシュ(6.2%)	アメリカ(10.4%)	ベトナム (8.5%)
第5位	ベトナム (5.9%)	パキスタン (6.1%)	オーストラリア(2.9%)

資料: FAOSTAT ウェブサイト (http://faostat.fao.org/ 2007年1月17日アクセス), JETRO ウェブサイト (http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP\_CNT=0 2007年1月17日アクセス)。

注:生産量および全輸出量は FAOSTAT ウェブサイトによる 2004 年の生産量より計算,対日輸出は JETRO ウェブサイト (原資料は財務省貿易統計) による 2005 年の金額 (精米・玄米・砕米の合計。日本円) より計算。



資料: JETRO ウェブサイト (http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP\_C NT=0 2007 年 1 月 17 日アクセス)。

注:JETRO ウェブサイト (原資料は財務省貿易統計) による精米輸出金額 (単位:百万円)。

コメの生産のほとんどは、北部の紅河デルタ(2004年の生産量の18.6%)と南部のメコンデルタ(51.4%)で行われている(TCTK[2006])。北部における稲作は二期作(12~3月田植え $\rightarrow$ 4~6月収穫の冬春作(乾季作),7月頃田植え $\rightarrow$ 11月頃収穫の夏秋作(雨季作)),南部における稲作は三期作(2~4月の春作,5~9月の秋作,10~1月の冬作)である。ドイモイ(市場経済化政策)開始以降,主食であるコメはひたすら量的拡大が求められ,劣等地へも生産拡大が進められた。そのため,肥沃なデルタ地帯では6t/ha以上の生産をあげる一方,山間地や土地条件の悪いところでは2t/ha程度のところもある。2004年のコメ輸出量は世界第3位だが金額ではアメリカに次ぐ第4位となっている<sup>(32)</sup>ことからも示唆されるように、ベトナムのコメの世界貿易における優位性は安価であることである。このような問題点から、2000年9号議決ではこれまでの量的拡大政策を改め質的向上を

このような問題点から、2000 年9号議決ではこれまでの量的拡大政策を改め質的向上を図ることとしている。灌漑設備の整備された水田を 400 万 ha 維持する $^{(33)}$ とともに、生産性の低い水田は他のもっと適当な作物や養殖に転換する。さらに 2005 年 150 号決定では、特にメコンデルタにおける灌漑整備事業への投資を増加して輸出米を増産させることを目指している。これを受けて水田から養殖への転換が特にメコンデルタで行われている(水産養殖については後述「(6) 水産物」参照)。生産に関して 2000 年9号議決では、33 百万 t の生産を維持、うち8 百万 t を輸出にまわすこととしている。なお 2000 年当時の数字では生産が 32.5 百万 t ・輸出が 3.5 百万 t であり、それが 2004 年には生産が 36.1 百万 t ・輸出が 4.1 百万 t と、生産では達成されているものの輸出では未だ目標の半分ほどしか達成されていない。生産増加量から輸出増加量を差し引いた分は家畜飼料(特に急増してい

る養豚)として使用されたと推測される。ベトナム米の品質向上による単価底上げが,今後とも重要な課題となっている。

だがコメは日本人以上にベトナム人にとっての主食<sup>(34)</sup>であり、生産の大半は国内自給用である。2004年のタイのコメ生産量に占める輸出割合は59.4%、アメリカが43.0%に対して、ベトナムは15.5%である<sup>(35)</sup>。さらに生産の担い手の圧倒的多数は零細家族経営であり、都市化および工芸作物・養殖の発展による水田の転換、農村兼業化の進展による担い手不足という今後起こりうる事態を想定すれば、計画通りに順調に輸出が拡大するかは疑問である。

# (2)野菜・果実

野菜・果実の主な輸出先は中国(香港含む。2004年の輸出金額の16.6%)・日本(12.4%)・EU(11.9%)である(BNNPTNT[2005])。2000年時点では中国(香港含む)が輸出金額の過半(57.4%)を占め、日本はわずか0.6%でしかなかった(BNNPTNT[2003])。対日輸出金額は4年間で18.42倍と激増している。この原因は2003年からの冷凍ほうれん草の対日輸出急増である。第8表は、2003年以降の日本の冷凍ほうれん草輸入における中台越3ヶ国の数量とシェアを示したものである。2002年までは中国が日本市場を独占(数量で98~99%)していたが、2002年に中国産ほうれん草の残留農薬問題が発生した後、台湾とベトナムが新たに日本市場へ参入してきた。ベトナムは2004年には前年の4.86倍の数量を輸出し、日本市場シェア第1位に躍り出た。2005年には中国の輸出回復によりシェアでは第2位になったが、輸出量ではなお前年比12.8%増であり、今後とも日本市場において上位を占めることが予想される。

第8表 日本の冷凍ほうれん草輸入における中台越3ヶ国の数量とシェア

			* * *
年次国別	2003	2004	2005
	4,551,629	4,973,616	11,903,436
中国	54.5	33.2	54.6
/\ ' <del>*</del>	1,638,718	2,847,246	2,581,304
台湾	19.6	19.0	11.8
ベトナム	1,069,142	5,192,945	5,857,544
· · · · · · · ·	12.8	34.7	26.9

資料: JETRO ウェブサイト (http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP\_C NT=0 2007 年 1 月 17 日アクセス)。

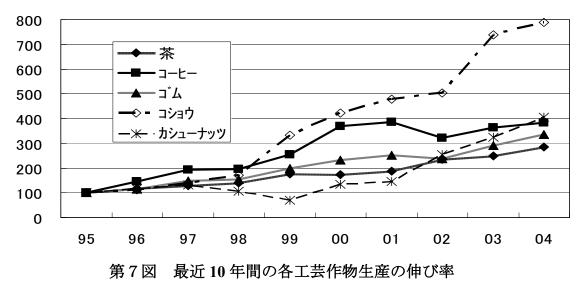
注:上段が数量(kg),下段が日本市場におけるシェア(%)。JETROウェブサイトの原資料は財務省貿易統計。

ベトナムの農家の8割以上が何らかの野菜か果樹を栽培していると言われ、また生産量の約3分の2が市場に流れる。これは貧しい農家にとって野菜や果物が格好の現金収入源となっている事を示している。野菜の主産地は紅河デルタであるが、最近は中部高原ラムドン省(第1図の44)が現在急速に産地として成長している。ベトナム北部は東南アジアでは例外的に亜熱帯に属し、中部高原は高原地帯であることから冷涼な気候(ラムドン省のダラットは標高1500m,気温15~20度)に恵まれ、温帯野菜の生産が可能である。

野菜の集荷は、地方市場へは農家自らがそこからハノイやホーチミン市等の大都市の市場には集荷業者が持ち込む。価格決定の主導権は集荷業者にある。これに対して近年農民達が自らの価格の主導権を握ろうと合作社(農協)を結成する動きが見られる。特にハノイ近郊では農薬投入量の少ない安全野菜の販売を行う野菜合作社(36)が誕生してきている。

果樹栽培の主産地はメコンデルタであるが、最近北部山岳地域(西北・東北地方)が急成長を遂げている。これはハノイ向け及び中国への輸出向けの生産が原因である。果樹の中で特に伸び率が顕著なのは、ライチ類(ライチ・リュウガン・ランブータン)・柑橘類(マンダリン・キングオレンジ)である。反面、バナナは停滞しており、パイナップルは90年代には生産が縮小している。

2000 年9号議決では、野菜・果実類には数値目標はないが、他の品目と同様に国内外の市場の需要を満たすように品質向上を図るとしている。同議決では特に今後振興を図るべき作物として、豆・トウモロコシ・タケノコ・キノコ・ライチ・リュウガン・パイナップル・ドラゴンフルーツが挙げられているが、いずれも日本市場にはほとんど入ってきていない。2005 年 150 号決定では、2004 年現在 60 万 ha である野菜栽培面積(BNNPTNT[2005])を 2010 年までに 70 万 ha、2020 年までに 75 万 ha に拡大するとともに、上記の安全野菜のような高品質の野菜を生産する地域への投資拡大が目指されている。



資料: TCTK[2006].

注:1995年の生産量を100とする相対値。

# (3) 工芸作物

第7図は1990年代後半以降の各工芸作物の伸び率を示したものである。市場経済化が進展した過去10年間はいずれの工芸作物も大幅に生産を伸ばしていることが分かる。

### 1) コーヒー

第9表に示すように、現在ベトナムはブラジルに次ぐ世界第2位のコーヒーの生産および輸出国であり、ベトナムにとっても主要な輸出農産品になっている(前掲第6表参照)。自給中心のコメとは違い生産の95%が輸出に向けられる。ベトナムにおけるコーヒー栽培の発展は、南北統一以降の国策によるダクラク省(第1図の40)を中心とする中部高原の開発(人口稠密な北部からの開拓移住)によるものである。統一直後の1976年のコーヒーの栽培面積は19,000ha・生産量は6,100tだったのが、2000年には430,000ha・680,000tと、面積で22.6倍・生産量で111.5倍と激増している(Nguyen Sinh Cuc[2003])。国際市場へは90年代後半から本格参入し、2000年にはベトナムの大量輸出によってコーヒーの国際相場価格の大暴落(ここ30年間で最低価格)を引き起こすまでになった。またコーヒー・ブームの恩恵から排除された中部高原の先住民族が2001年に暴動を起こした(ボリス[2005])。

第9表 世界のコーヒー生産・輸出と日本へのコーヒー輸出の上位国

	世界のコーヒー生産量	世界のコーヒー輸出量	日本のコーヒー輸入先
	上位5ヶ国とシェア	上位5ヶ国とシェア	上位5ヶ国とシェア
第1位	ブラジル(32.4%)	ブラジル(21.9%)	ブラジル(26.1%)
第2位	ベトナム (11.0%)	ベトナム (13.2%)	コロンビア (25.0%)
第3位	インドネシア(9.2%)	コロンビア (8.3%)	グアテマラ (9.6%)
第4位	コロンビア (9.0%)	ドイツ (6.7%)	インドネシア(7.9%)
第5位	メキシコ (4.1%)	インドネシア(4.8%)	エチオピア(7.4%)

第6位:ベトナム(2.7%)

資料: FAOSTAT ウェブサイト (http://faostat.fao.org/ 2007年1月17日アクセス), JETRO ウェブサイト (http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP\_CNT=0 2007年1月17日アクセス)。

注:生産量および全輸出量は FAOSTAT ウェブサイトによる 2004 年の生産量より計算,対日輸出は JETRO ウェブサイト (原資料は財務省貿易統計)による 2005 年の金額 (日本円)より計算。

2000年のコーヒー価格暴落はベトナムの生産にも影響を及ぼし、これまでの拡大一辺倒の政策を転換するきっかけにもなった。2000年9号議決では栽培面積は400,000ha・生産量は600,000tまでに限定し、量的拡大よりも質的向上を目指している。第7図に示したように90年代後半になってからもコーヒー生産は4倍近くに増加したが、2001年以降はほ

ぼ横ばいになっている。2004年現在、ベトナムは輸出量では世界2位だが、輸出金額ではブラジル・ドイツ・コロンビアに次ぐ第4位に甘んじている<sup>(37)</sup>。コメと同様もっぱら安価であることが輸出拡大の要因となっており、品種がロブスタ種中心ということもあり、その用途もインスタントコーヒー用が主である<sup>(38)</sup>。

主な輸出先は EU (2004 年の輸出金額の 57.3%)・アメリカ (13.8%) である。日本は 3.2 % とまだ主要な輸出先ではない (BNNPTNT[2005])。日本市場においては 2005 年の金額で第6位でシェアは 2.7%である (第9表参照)。2005 年 150 号決定ではアラビカ種の生産拡大が目指されており、さらに品質向上も伴えば今後日本への輸出を伸ばす可能性はある。

第10表 世界のコショウ生産・輸出と日本へのコショウ輸出の上位国

	世界のコショウ生産量	世界のコショウ輸出量	日本のコショウ輸入先
	上位5ヶ国とシェア	上位5ヶ国とシェア	上位5ヶ国とシェア
第1位	ベトナム (23.3%)	ベトナム (36.3%)	マレーシア (60.8%)
第2位	インドネシア (23.0%)	ブラジル(15.9%)	インドネシア(26.2%)
第3位	ブラジル(15.7%)	インドネシア(11.9%)	インド (5.3%)
第4位	インド (12.4%)	マレーシア (7.3%)	シンガポール(2.2%)
第5位	中国 (5.4%)	インド (5.7%)	アメリカ (1.7%)
			## a / l. a 2 2 2 2 (a a 0 / )

第8位:ベトナム(0.3%)

資料: FAOSTAT ウェブサイト (http://faostat.fao.org/ 2007年1月17日アクセス), JETRO ウェブサイト (http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP\_CNT=0 2007年1月17日アクセス)。

注:生産量および全輸出量は FAOSTAT ウェブサイトによる 2004 年の生産量より計算,対日輸出は JETRO ウェブサイト (原資料は財務省貿易統計) による 2005 年の金額 (日本円) より計算。

### 2) コショウ

第7図にみたように、コショウは現在のベトナムでもっとも顕著な生産の伸びを示している工芸作物である。輸出に関してもコーヒーと同様 1990 年代後半から急激な伸びを示し<sup>(39)</sup>、現在では世界最大の生産および輸出国となっている(第10表参照)。2000年のコーヒー価格暴落の引き金を引いたことで世界から非難を浴びたベトナムは、その反省を活かして豊作になった 2002年には国際コショウ機構<sup>(40)</sup>と密接に連携して、少しずつ小出しに世界市場に放出することによって国際市場に混乱をもたらすことなく世界一のコショウ大国の地位を確立した(ボリス[2005])。

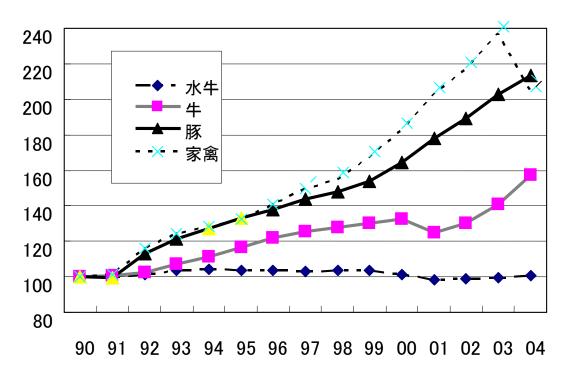
コショウの主産地は東南部 (特にビンフオック省。第1図の45) で2003年の栽培面積の53%を占める。その他、中部高原(31%)・北部沿岸地方(7%)でも栽培されている(Dang Kim Son[2005])。2000年9号議決では、コショウは高い経済効果が見込まれる作物

としての評価が与えられ、農産物の中で唯一面積の拡大が目指されている品目である。同議決では栽培面積を 2000 年の 27,900ha から 2010 年には 50,000ha へ,年間生産量を 39,200t から 100,000t まで拡大する目標が与えられているが,面積では 2003 年にすでに目標が達成(51,300ha)されている。生産量でも 2005 年暫定値で 77,000t(2000 年の 1.96 倍)と順調な伸びを示している(TCTK[2006])。

主な輸出先はEU(2004年の輸出金額の24.3%)・アメリカ(17.9%)・アセアン諸国(7.3%,シンガポールが過半を占める)である(BNNPTNT[2005])。最近の注目すべきとして,2001年12月に発効した米越通商協定によってアメリカ向けの輸出が伸び,2004年の対米輸出金額は2001年の5.06倍と急増している(BNNPTNT[2003][2005])ことが挙げられる。なお日本のコショウ輸入先はマレーシア一国で60%以上のシェアを占め,ベトナムの割合は未だ低い(第10表参照)。

### 3) その他の工芸作物

上記以外にベトナムの主要な輸出向け工芸作物として、カシューナッツ(主な輸出先はアメリカ)・茶(主な輸出先はイラク)・ゴム(主な輸出先は中国(香港含む))がある(BNNPTNT[2005])が、いずれも日本向けは多くはない。



第8図 90年代以降のベトナムの家畜家禽頭数の変化

資料: TCTK[2006].

注:1990年を100とする相対数値。

### (4) 畜産物

第8図は90年代以降のベトナムの家畜家禽頭数の変化(1990年を基準年とする相対数値)をグラフ化したものである。この図から90年代以降,豚の飼育頭数が一貫して増加傾向にあること,家禽の飼育頭数は豚以上の伸びを示していたが2003年をピークに落ち込んでいること,牛はしばらく伸び悩んでいたが2002年から増加傾向にあること,農耕用に飼養される水牛はほぼ横ばいであることがわかる。なお生産量で見た場合,2002年の重量比で豚が75.8%,家禽が17.0%,牛が4.8%,水牛が2.3%という割合である(Nguyen Sinh Cuc[2003])。

# 1)養豚

上記の通り、ベトナムの畜産業は養豚が中心であり、市場経済化の流れの中でも一貫して発展してきた。豚の主産地は江河デルタであり、2004年現在飼養頭数の26.4%を占める。省別で特に多いのは首都ハノイ近郊のハタイ(第1図の21)、北部第2の都市ハイフォン市近郊のタイビン(第1図の24)、両市の中間に位置するハイズオン・バクザン(第1図の19・16)、南部ではホーチミン市近郊のドンナイ(第1図の48)であり(TCTK[2006])、大都市の需要に応えるために近郊農村において養豚が発展してきたのがわかる。

ベトナムの多くの農家にとって長らく養豚とは、余剰作物の処理と糞尿の堆肥利用のためのものであり耕種農業との関係が強い。水田耕作の片手間で飼養され、規模は2~6匹程度である。この伝統的な小規模家族経営以外に近年の市場経済化の流れの中で、数十~数百匹程度の大規模養豚農家が生まれつつある。近年のベトナムの養豚の商業的発展は、この種の大規模家族経営によって担われている。例えばハノイ近郊のハタイ省では養豚農家の6割程度がこの種の大規模家族経営である。家族経営を超える大規模な工業的養豚場についてはまだベトナムでは発展していない(Vu Trong Binh[2002])。

今後一層の国際経済への参入に際してベトナム政府は豚肉の輸出拡大を目指しているが、その品質の低さから現在ではまだ輸出は多くはない<sup>(41)</sup>。ベトナムで飼養される豚の約9割が在来種で、脂肪分が多く赤みが少ないため<sup>(42)</sup>ベトナム国内需要においても低評価である。また流通が整備されておらず、保存・加工施設の不充分さもあって長距離輸送が難しく、低品質にも関わらず高価になっている。

政府の対策としてはまず 2000 年 9 号議決では,国内需要に応えるための豚肉の増産とともに,特に生産適地では工業的生産に適合した品質改善と特に輸出用豚肉の衛生改善を図るという方針が打ち出されている。さらに翌 2001 年 10 月 26 日の第 166 号首相決定 (CPVN[2001a])で 2010 年までの豚肉輸出のための養豚振興計画が示された。同決定では,2000 年現在 11,300t である豚肉の年間輸出量 (BNNPTNT[2003])を 2005 年までに 6 万 tに,2010 年までに 10 万 tにまで増加させるという数値目標が挙げられている。そのための具体的な施策として、飼料用トウモロコシの栽培面積拡大・輸出豚肉のための屠殺加工施設建設への補助・首都ハノイおよびホーチミン市における豚肉卸売市場開設・輸出金額 1 米ドルあたり 450 ドンの輸出補助金(43)・飼料用大豆カスの輸入関税撤廃・養豚農家への

優先的融資・養豚輸出保険基金の設立などが挙げられている。なお同決定において振興の中核として想定されている生産単位は50~100頭かそれ以上の大規模農家・工業的養豚場であり、その生産に奉仕するために品種改良・獣医療・技術普及・生産物販売などの業務を行う合作社(農協)設立も推奨されている(44)。

さらに口蹄疫の発生に見られるように衛生状態にも問題がある。そのため 2006 年にベトナム政府は 2010 年までに口蹄疫を撲滅する国家計画を策定した。現在農業農村開発省家畜衛生局ウェブサイト $^{(45)}$ では、「鳥インフルエンザおよび口蹄疫情勢報告 (Thong bao tinh hinh dich cum gia cam va LMLM)」が毎日のように更新されて疾病の発生状況を公開している。

口蹄疫の常在国であるために現時点では日本等の清浄国には生肉では輸出できないが、調製品に関しては輸出可能である。第 11 表はアセアン加盟 10 ヶ国内の養豚生産・輸出の上位国を示したものである。ベトナムは域内の豚の4割近くを生産する最大の養豚国でありながら、輸出量ではタイが6割以上と圧倒的な割合を占める。タイもまた口蹄疫の汚染国であることから、ベトナムの立ち後れは衛生面以外が主たる原因である。なお現時点でのベトナムの豚肉輸出先は同じく口蹄疫汚染国の周辺アジア諸国である。特にマレーシアでは 2005 年にベトナムからの豚肉輸入が数量・金額ともに前年の9倍に激増し、2005 年のマレーシアの豚肉輸入総量・金額の3分の2を超えるシェアを獲得するまでになった(日本貿易振興機構[2006])。

衛生問題は急には解決できないであろうが、大規模養豚農家の育成と加工施設の整備に よって今後ベトナムの豚肉輸出が拡大する可能性はある。

第11表 アセアン内の養豚生産・輸出の上位国

	アセアン内の豚生産量	アセアン内の豚輸出量
	上位5ヶ国とシェア	上位5ヶ国とシェア
第1位	ベトナム (39.2%)	タイ (62.3%)
第2位	フィリピン(26.8%)	ベトナム (24.3%)
第3位	タイ (13.2%)	インドネシア(13.0%)
第4位	インドネシア (11.0%)	フィリピン(0.4%)
第5位	マレーシア (4.0%)	ブルネイ (0.04%)

資料: FAOSTAT ウェブサイト (http://faostat.fao.org/ 2007 年 1 月 16 日アクセス)。

注:FAOSTAT ウェブサイトによる 2004 年の生産量・輸出量より計算。

#### 2) 養牛

養牛に関してはこれまで農耕用もしくは食用として飼養されてきたが、1990年代の増加率は養豚に比べて遙かに低く、輸出もされていなかった。乳製品に関しては長らく輸入に頼ってきたが、近年は国内酪農振興によって輸入代替を行う方針が出された。具体的には2000年9号議決で、乳牛の飼養頭数を2010年までに20万頭まで増加させる方針が出された。さらに翌01年10月26日の第167号首相決定(CPVN[2001b])によって2010年までに100万tの牛乳を生産し、国内自給率を40%以上に高める方針が出された。第8図に見るように2002年から牛の飼育頭数が増加しているのは、乳牛の増加によるものである。いずれにせよ乳製品の輸出はまだ多くはなく、日本にも入ってきていない。

# 3) 家禽飼養

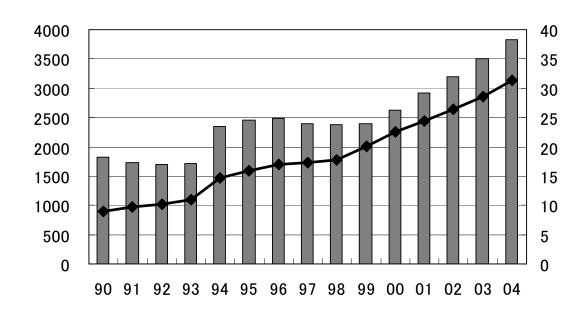
前述のように家禽は養豚に比べて小さいものの、90年代以降の伸び率は養豚以上であった。しかし2003年末に発生した鳥インフルエンザによって、以後の発展は抑えられた(前掲第8図参照)。政府は2005年に家禽生産システムの再構築を促す新政策を講じることになった。具体的には、衛生管理のために屠殺場の集中・家禽生産の大規模農家への集中である。このために小規模な家禽農家・販売業者・屠殺業者の他業種への転換に対して補助金を拠出することが決定された(岡江[2007])。タイのような輸出向けの大規模養鶏場や加工場が発展する前に鳥インフルエンザが発生してしまったたために、家禽類がベトナムの主要輸出品になる可能性は今のところ少ない。

#### (5) 林産物

2005 年現在ベトナム全土の森林面積は 12,419 千 ha (全国土の 37.7%), うち自然林が 76.7%, 人工林が 23.3%である。全国森林面積のうち北部山岳地域が半数近くを占める (東北地方が 23.2%, 西北地方 11.9%を占める)。その他, 中部高原 (24.1%)・北部沿岸地方 (19.3%) も森林が多い。耕種農業生産の中心である紅河・メコン両デルタはそれぞれ 1.1%・2.7%とほとんど森林が存在しない (TCTK[2006])。

「材木および木製品」の主な輸出先は EU (2004 年の輸出金額の 33.0%)・アメリカ (28.0%)・日本 (15.8%) である (BNNPTNT[2005])。かつて日本は3割を占める最大の輸出先であり主にチップの形で輸出されてきたが、欧米への輸出急増でその比率は近年大幅に低下している。なお日本の「木材、コルク」の2005 年輸入金額のうち、ベトナムのシェアはわずか1.4%で第15位である(46)。

2000 年 9 号議決では、紙や合板の原料となる樹木を特に振興する方針が示されており、2000 年現在 40 万 8500t である紙の生産を 2010 年までに 100 万 t にまで増加させるという数値目標が挙げられている。なお 2005 年の暫定値では 90 万 1200t であり (TCTK[2006])、すでにほぼ目標を達成しつつある。



第9回 90 年代以降のベトナムの漁獲量と養殖の占める割合

資料: TCTK [2006].

注:折れ線グラフが漁獲量総計(単位は千t, 左目盛り)。

棒グラフが漁獲量に占める養殖の割合(単位は%,右目盛り)。

### (6) 水産物

水産物は市場経済化によって急速に発展した品目である。主産地はメコンデルタで、漁獲量の過半(2004年現在全国の51.6%)を占めている。省別で特に多いのが、キエンザン(第1図の60、全国の10.2%)・カマウ(第1図の64、7.5%)・アンザン(第1図の54、6.8%)である(TCTK [2006])。

第9図は、1990年代以降のベトナムの漁獲量と養殖の占める割合の変化をグラフ化したものである。このグラフから90年代以降ベトナムの水産業が一貫して発展してきていること、そして年々養殖の占める割合が大きくなってきていることが分かる。特に2000年以降に養殖の割合が急速に伸びているのは、2000年9号議決で水産業の中では養殖に投資を集中することと生産性の低い水田の転換が奨励されたのを受けてのことによる。2000年の養殖面積が65.2万haであったのが、翌2001年には100万ha近くにまで急増し、この増加分のうち19万haが水田からの転換だといわれている(CTCPTTKTDG[2003])。なお2000年9号議決では2010年までに300~350万tの漁獲量を達成することが目指されていたが、この目標は2004年ですでに達成(314万t)されている。2006年現在ベトナムは世界第6位の養殖国にまで成長した $^{(47)}$ 。前述のように2005年150号決定では2006~2010年の農林水産業全体の生産高の年間増加率を4~4.5%に維持することが目指されているが、中でも

水産物は8~9%の増加率が目指されており、まだ成長する余力があるとみられている。 前述の通り水産物は輸出産品としても主要な位置を占めている。政府の政策としては 1998年末に2005年までの水産物輸出振興計画が出され(CTCPTTKTDN[2003])、さらに 2006年に2010年および2010年までの輸出振興計画が打ち出された。この計画の中で2010年までに40~45億米ドルの輸出金額を達成すること、2020年までに先進国と同水準の加工技術に達することが計画されている。ちなみに2005年現在の水産物輸出額は27.4億米ドルである(48)。

ベトナムにとって日本は 1990 年代前半には水産物輸出額の 65~75%を占める圧倒的第 1位の輸出先 (CTCPTTKTDN[2003]) であり、まさにベトナムの水産業は日本市場ともに発展してきたといえるだろう。90 年代後半からベトナムの水産物輸出先の多角化が進展し、2005 年現在輸出額の上位は、日本 (28.7%)・アメリカ (22.5%)・EU (13.9%) となっている(49)。依然日本が第1位とはいえ、米越通商協定によってアメリカ市場が日本と並ぶ主要市場に成長したことがわかる。最近の日本と関係では、2006 年 9~11 月にベトナム産のエビから使用が禁止されている抗生物質が検出された事を受け、日本政府が食品衛生法違反により輸入禁止命令を適応する可能性があると通達した。これを受けてベトナム側は日本向け輸出水産物の品質強化を行うことを日本側に回答し、それは 2006 年 12 月 14 日付水産相決定第 1052 号 (BTS[2006]) によって具体化された。この迅速な対応からベトナムは日本を今なお非常に重要な水産物輸出先として重視していることが察せられる。

また日本にとってもベトナムは主要なエビ輸入先である。2005年のシュリンプ・プローンの輸入先では、ベトナムが23.0%と日本市場で最大のシェアを占める。またエビ調製品ではタイ(43.2%)に次ぐ第2位(20.5%)である(日本貿易振興機構[2006])。

#### 5. おわりに

本章では、まず「2. 歴史編」で独立以降のベトナム共産政権を巡る国際環境と国内農政の変遷を報告した。東西冷戦の最前線として30年間の戦争の結果勝ち得た統一政権誕生後わずか5年で農業生産の脱集団化への一歩を踏み出したことが示唆するように、ベトナムはその当時の国際環境下で柔軟に生き残りのために戦略を打ち、農業政策もまた変化させていった。そしてこの80年代からの脱集団化・市場経済化の中でベトナムは食糧輸入国から世界第2位のコメ輸出国になるまで農業を成長させた。

次に「3.行政・政策編」で、現在のベトナム農政を担う行政機構と最新の農業政策について解説した。現在のベトナム農政の基本となるのは2000年の9号議決およびそれを引き継いだ2005年の150号決定であるが、この基本方針の最大の特徴は国際市場への参入によるベトナム農業の発展である。「4.品目別動向編」で述べたように、すでにいくつかの品目(コメに加えて、工芸作物・水産物など)では世界の農業市場において大きな影響力を持つに至ったベトナムではあるが、その優位性はもっぱら安価であることであり、特に

加工・流通・食品衛生の面で解決すべき課題は多い。 9 号議決およびその他の政策に見られるように、ベトナム政府自身もそのことを自覚しておりその解決を目指している。

WTO 時代を迎えたベトナムの農業はなお発展していくことが予想され、今後とも注視していく必要がある。

注

### 2. 歴史編

- (1)本節では、ベトナム戦争時までの旧北ベトナム(ベトナム民主共和国)政府と戦後の統一ベトナム(ベトナム社会主義共和国)政府を一貫してベトナム共産政権と呼ぶ。旧南ベトナム(ベトナム共和国)については、現在のベトナム政府に直接繋がる政権ではないので、その政策については触れない。
- (2) 20 世紀初頭, 急速な近代化によって白人帝国主義国に勝利(日露戦争)した日本の経験に学ぼうとベトナム独立運動家の間で日本への留学運動(東遊運動)が起き,日本でも犬養毅らが留学生受け入れに尽力した。だが日本政府がフランス政府の要請に基づいてベトナム独立運動家の国外退去を命じたことから,その後はソ連の支援を受けた共産主義者が独立運動の中核を占めるようになった。
- (3) 1956 年,エジプトの大統領ナセルがスエズ運河の国有化を宣言すると、それを認めない英仏がイスラエルとともに軍事攻撃を行った。アメリカはこの攻撃に反対し、英仏イスラエル軍の即時全面撤退を通告した。
- (4) ユーゴスラヴィアは東欧諸国の中で唯一ソ連軍の力を借りずに自力でナチスドイツから解放を成し遂げた。戦後 も共産国でありながら東欧の軍事同盟であるワルシャワ条約へ加盟せず、非同盟主義を貫いた。
- (5) 仏領インドシナ全体を範囲としていたインドシナ共産党は三ヶ国(ベトナム・ラオス・カンボジア)独立に伴い 分離を決定し、ベトナムーヶ国を範囲とするベトナム労働党が1951年に誕生した。
- (6) ベトナム語では「Mat tran Dan toc Giai phong mien Nam (直訳すると南部解放民族戦線)」。表向きは自由主義者も含む幅広い反政府勢力の結集を標榜したが、実際には北の共産政権の指導のもとで南ベトナム軍や米軍へのゲリラ活動を展開した。
- (7) ベトナム軍のカンボジア侵攻(カンボジア戦争)と中国軍のベトナム侵攻(中越戦争)をあわせて第三次インドシナ戦争とも呼ばれる。カンボジア問題も中越対立の反映であることから、本節では第三次インドシナ戦争全体を「対中戦争」と表記する。
- (8) 当時の南部の一合作社の平均規模は 312ha (北部の 1.5 倍), 519 世帯, 1003 労働人口であった。また一生産集団の平均規模は 40ha, 38 世帯であった。
- (9) ポル・ポト率いるクメールルージュは、毛沢東主義に影響を受けて原始共産主義の達成を目指し、反対する国民 を容赦なく弾圧した。ベトナム軍の侵攻による権力崩壊までに虐殺した人間は数百万に昇ると言われている。
- (10) メコンデルタは元々はカンボジア人が居住していたのが、後に北から入植してきたベトナム人の方が多数派になり、ベトナム領に編入された歴史的経緯がある。
- (11) 共産政権は南部における社会主義経済化の中で、旧南ベトナムで経済(特に流通)の実権を華僑からとりあげた。 そのため多くの華僑がボートピープルとして海外へ逃げ出した。
- (12) 残り二派は元国王シハヌーク派とベトナム戦争時の親米反共政権を担ったロン・ノル派である。
- (13) ベトナム語でDoi Moi とは「新しく変わる」という意味。刷新政策と和訳されることが多い。

- (14) 北部では基本的に一人あたり平等に分配されたが、南部では元の持ち主に返還されところが多かった。
- (15) ベトナム軍はすでに 1989 年にカンボジアから撤退していた。パリ和平協定の 2 年後,カンボジアでは国連の管理下で憲法制定議会選挙が行われた。
- (16) 2006 年に国家主席および首相は交代したが、ノン・ドゥック・マイン共産党書記長は留任した。マインは少数 民族タイー族出身であり、2001 年の中部高原における少数民族の暴動(「4. 品目別動向編」の「(3) 1) コーヒー」 を参照)など民族問題を抱えるベトナムにとって民族間の融和を国内外に示す必要があったのだろうと思われる。

#### 3. 行政·政策編

- (17) ベトナムは共産国では例外的に政治的な独裁者がおらず、集団指導制の伝統がある(古田[1995b])。
- (18) 日本の省庁で「局」にあたるベトナム語として Vu および Cuc があり、前者は政策の総合調整を担う部局、後者は個別の政策の実施を担う部局である。本章では前者を「部」、後者を「局」と訳し分けた。
- (19) たとえば家畜衛生局は全国7つの家畜衛生事務所を出先機関として有し、その管轄内(複数の地方省を含む)の 家畜衛生行政の指導監督を行っている(岡江[2007])。
- (20) 各行政機関に関しては, VNCKHTCNN[2005]を参照した。
- (21) 1米ドルが約15,000ベトナムドンにあたる。
- (22)メコンデルタ等で発生しつつある不在地主は減免税対象にはならない。また土地法の定める制限面積以上は50%の減免措置となる。
- (23) 農地使用税が廃止されても宅地税や人頭税は従来通り課税されており、農村部における納税が完全に無くなったわけはない。
- (24) もちろん土地等級が実際の収量を反映していれば農家は土地を手放すはずがないので、ハイブリッド種導入と水利条件の改善によって水田の実際の収量差が無くなったことが背景として指摘しておかなければならない。
- (25) ベトナム語の"trang trai"を本章であえて「民間」農場と訳したのは、この新しい形の農場の他に集団農業時代からの国営農場(Nong truong quoc doanh)が北部を中心に存続しているからである。国営農場では、農場が土地と生産資材を管理し農民を労働者として雇って国の指令で生産を行っている。一部には、新しい技術を導入している国営農場もある。面積は一農場あたり1000haぐらいで、全国に約400存在する(2002年におけるベトナム農業農村開発省幹部に対する聴き取りより)。
- (26) 合作社法は協同組合(合作社)全体を規定した法であり、現代のベトナムには農業とは無関係な合作社(運輸合作社・工業合作社など)も存在する。本章において「合作社」とは農業関連の合作社のみを指すこととする。
- (27) 合作社法は1996年3月に国会を通過したが、施行は97年1月である。
- (28) 2004 年現在の社会政策銀行の貸付額の 81.16%が貧困世帯向けである (NHCSXH[2005])。
- (29) 各人民信用基金から融資を受ける事が出来るのは、①組合員・②組合員ではないが当該基礎基金に預金している者(日本で言う准組合員に相当)・③当該基礎基金の存在する社(行政村)に居住する貧民、となっており③は総貸出額の10%を超えない範囲とされている(人民信用基金中央会資料より)。しかし各基礎基金が独立採算であることから、回収リスクの大きい貧困世帯への貸付は実際には10%より遙かに少ないであろうと推測される。
- (30) 2004年の基礎基金(組合)数はQTDTW[2005],全国の社数はTCTK[2005]より。

#### 4. 品目別動向編

(31) 2004 年の輸出量ではインドの方が数字の上では多い。しかし、中国に次ぐ巨大な人口を持つインドでは生産のほとんどが国内自給用(2004年の生産量に占める輸出割合は3.7%)であり、輸出は生産が国内需要を上回った場合に

しか出せないために変動が激しく、ここ 10 年間ではベトナムを下回る輸出量の年の方が多い。よってインドは恒常的なコメ輸出国とはいえず、ここでは除外した。

- (32) FAOSTAT ウェブサイト (http://faostat.fao.org/ 2007 年 1 月 17 日アクセス) による 2004 年の輸出量・輸出金額 (米ドル) より計算。
- (33) 2000 年時点では全国で 427 万 ha の水田が存在する (VKHQH[2002])。
- (34) ベトナム人は日本人と同様おかずとともに米飯を食べる。その上,フォー(Pho)やブン(Bun)といった麺類, 生春巻きを包むライスペーパー等にもコメが使用される。
- (35) 注(32)と同様 FAOSTAT ウェブサイトより。
- (36) 例えばハノイ市ドンアイン県で 2003 年に結成されたダオドゥック安全野菜生産産販売合作社の事例など (Do Thi Lien[2006]))。勿論その安全基準は日本のものとは違うが、この事実は今後日本の商社の進出により日本の安全基準に沿った野菜を生産できる素地がベトナムには存在していることを示唆している。
- (37) 注(32) と同様 FAOSTAT ウェブサイトより。
- (38) 全世界で生産されるコーヒーの3分の2を占めるアラビカ種は、その酸味と香りからレギュラーコーヒーを中心にすべてのコーヒー製品に使われている。しかし高温多湿の環境には適応せず霜害に弱く、乾燥にも弱い。これに対して残り3分の1を占めるロブスタ種は、病虫害に強く高温多湿の気候にも適応する。また成長が早く高収穫でカフェイン含量が多い。だが苦味と渋みが強く、インスタントや缶コーヒー等に使われている。世界で消費されるインスタントコーヒーの56%を生産しているスイスのネスレ社は主にベトナムのロブスタ種を使用している(ボリス[2005])。
- (39) 2004年の輸出量は110.5千トンであり、これは95年の6倍以上になる(TCTK[2006])。
- (40) 国際コショウ機構 (The International Pepper Community) はコショウ生産国をメンバーとする国際機関であり、事務局はインドネシアのジャカルタにある。現加盟国はベトナム以外には、ブラジル・インド・インドネシア・マレーシア・スリランカである (国際コショウ機構ウェブサイト http://www.ipcnet.org/?p=about&act= 2007 年 1 月 19 日アクセスより)。
- (41) 2001 年段階では生産される豚のうち輸出にまわされるのはわずか 2.7% である (Tran Lam Binh[2004])。
- (42) 紅河デルタで主要な Mong Cai 種の場合,脂肪分が 38~38%で赤みはほとんど無い。これに対してデンマーク原産のランドレースの場合,赤みが 54~56%である (VCN[2004])。
- (43) ただしベトナムは WTO の加盟国となったために、今後はこの輸出補助金は撤廃される予定である。
- (44) 筆者はハイズオン省で上記の政府の方針に沿って 2002 年に設立されたナムサック畜産合作社(養豚専門農協)の調査を行ったことがある。当合作社は組合員が飼養する豚の品種改良(ランドレースやデュロック等の欧米型品種との交配)・経営規模拡大・衛生改善を実現し、飼料の共同購入による経費削減もたらしたが、自身の屠殺場を持っていないので豚肉の共同販売にはまだ至っていない(岡江[2006])。この事例は、加工・流通面が今後の養豚にとって大きな課題であることを示唆している。
- (45) アドレスは、http://www.cucthuy.gov.vn/(2007年1月22日アクセス) である。
- (46) 2005 年の日本の「木材,コルク」の輸入金額は、JETRO ウェブサイト(原資料は財務省貿易統計。 URL:http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP\_CNT=0 2007年1月22日アクセス)より。
- (47) Thanh Nien News ウェブ版 2006 年 11 月 6 日付け記事(http://www.thanhniennews.com/print.php?catid=2&newsid=21879 2007 年 1 月 23 日アクセス)より。
- (48) 2006 年輸出計画は注 (47) の記事より。2005 年の輸出額は,ベトナム水産省情報センターウェブサイト

(http://www.fistenet.gov.vn/xuat%5Fnhapkhau/market\_export.asp?years=2005 2007年1月23日アクセス)より。

(49) 2005年の相手先別の輸出金額は注(48)と同じくベトナム水産省情報センターウェブサイトより。

# [引用文献]

### 日本語文献

岡江恭史[2004],「ベトナム農村金融における集落の役割」『農林水産政策研究』第6号, 農林水産政策研究所

岡江恭史[2006],「ベトナム農民組織の新潮流―首都近郊農村における畜産合作社の事例より―」『2005 年度日本農業経済学会論文集』,日本農業経済学会

岡江恭史[2007],「ベトナムの家畜衛生行政と鳥インフルエンザへの取り組み」『アジアにおける鳥インフルエンザ』,農林水産政策研究所

寺本実・荒神衣美[2006],「2005 年のベトナム」『アジア動向年報 2006』, アジア経済研究所

日本貿易振興機構(編)[2006],『ジェトロ・アグロトレードハンドブック 2006』,日本 貿易振興機構

藤田麻衣[2006],「ベトナムの WTO 加盟への歩み」,坂田正三(編)『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』,アジア経済研究所

古田元夫[1995a],『ベトナムの世界史』,東京大学出版会

古田元夫[1995b] ,「ヴェトナム共産党の体質」, 坪井善明(編)『アジア読本 ヴェトナム』, 河出書房新社

ボリス, ジャン=ピエール (林昌宏 訳) [2005], 『コーヒー, カカオ, 米, 綿花, コショウの暗黒物語 (Jean-Pierre Boris, 2005, Commerce inéquitable, Hachette の翻訳)』, 作品社

# ベトナム語文献

BNNPTNT (Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon, 農業農村開発省) [2003]. *Bao Cao Thuong Nien Nganh Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon Viet Nam Nam 2002 (ベトナム農業農村開発 2002 年年次報告)*. Nha Xuat Ban Thong Ke(統計出版社)

BNNPTNT [2005]. Bao Cao Thuong Nien Nganh Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon Viet Nam Nam 2004(ベトナム農業農村開発 2004 年年次報告). Nha Xuat Ban Thong Ke

BTS (Bo Thuy San, 水産省) [2006] . So: 1052/QD-BTS, Quyet Dinh cua Bo Truong Bo Thuy San ve viec tang cuong kiem tra hang thuy san xuat khau vao Nhat Ban (日本向け輸出用水産物の検査強化に関する水産相決定1052 号) . 2006 年 12 月 14 日公布

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) [1999]. So:67/1999/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve mot so chinh sach tin dung Ngan hang phuc vu phat trien nong nghiep va nong thon (農業農村開発のための若干の銀行貸付政策に関する 1999 年 3 月 30 日付け第 67

号政府首相決定).1999年3月30日公布

CPVN[2000]. So:9/2000/NQ-CP, Nghi quyet cua Chinh phu ve mot so chu truong va chinh sach ve chuyen dich co cau kinh te va tieu thu san pham nong nghiep (農業経済構造の転換および農産品の販売に関するいくつかの方針および政策に関する第9号政府議決). 2000 年 6 月 15 日公布

CPVN[2001a]. So:166/2001/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve mot so bien phap va chinh sach phat trien chan nuoi lon xuat khau giai doan 2001-2010 (2001~2010 年における輸出向け養豚業の発展のためのいくつかの措置及び政策に関する政府首相決定166 号). 2001年 10月26日公布

CPVN[2001b]. So:167/2001/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve mot so bien phap va chinh sach phat trien chan nuoi bo sua o Viet Nam Thoi ky 2001-2010 (2001~2010 年における ベトナム乳牛飼養発展のためのいくつかの措置及び政策に関する政府首相決定 167 号). 2001 年 10 月 26 日公布

CPVN[2003a]. So:86/2003/ND-CP, Nghi Dinh cua Chinh phu ve Quyet dinh chuc nang, nhiem vu, quyen han va co cau to chuc cua Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon (農業農村開発省の機能・任務・権限・組織構造の決定に関する政府議定86号). 2003 年7月 18日公布

CPVN[2003b]. So:129/2003/ND-CP, Nghi dinh cua Chinh phu ve Quyet dinh chi tiet Nghi quyet so:15/2003/QH11 ngay 17 thang 6 nam 2003 cua Quoc hoi ve mien, giam thue su dung dat nong nghiep (2003 年 6 月 17 日付農地使用税の減免税措置に関する第 11 期国会 15 号議決の細目の決定に関する政府議定 129 号). 2003 年 11 月 3 日公布

CPVN[2005a]. So:150/2005/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Phe duyet quy hoach chuyen doi co cau san xuat nong, lam nghiep, thuy san ca nuoc nam 2010 va tam nhin 2020 (2010 年および2020 年までの全国農林水産業生産構造転換計画の承認に関する第150 号 政府首相決定). 2005 年 6 月 20 日 公布

CPVN[2005b]. So:254/2005/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Dieu chinh mot so to chuc truc thuoc Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon (農業農村開発省直属のいくつかの組織の調整に関する政府首相決定254号). 2005年10月13日公布

CTCPTTKTDN(Cong Ty Co Phan Thong Tin Kinh Te Doi Ngoai, 対外経済情報株式会社) [2003] . Thuy San Viet Nam - Phat Trien va Hoi Nhap (ベトナムの水産業 一発展と国際市場への参入一) . Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia (国家政治出版社)

Dang Kim Son [2005]. "Nghien cuu kha nang tham nhap hang nong san Viet Nam vao thi truong My: Cac mat hang ho tieu, ca phe, dua (ベトナム農産物のアメリカ市場への進出可能性に関する研究: コショウ・コーヒー・パイナップルの 3 品目を事例に)", BNNPTNT 編. Khoa Hoc Cong Nghe Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon 20 nam Doi Moi, Tap 7: Kinh te-Chinh Sach Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon (『ドイモイ 20 年間の農業農村開発技術叢書』第7集:農業農村開発に関する経済および政治). Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia

DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) [1981]. So: 100 CT/TW, Chi thi cua Ban

Bi thu Trung uog Dang ve cai tien cong tac khoan, mo rong "khoan san pham den nhom va nguoi lao dong" trong Hop tac xa nong nghiep (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局100 号指示). 1981 年 1 月 13 日公布

DCSVN[1988]. So:10 NQ/TW, Nghi quyet cua Bo Chinh tri ve doi moi quan ly kinh te nong nghiep (農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局10 号決議). 1988 年 4 月 5 日公布

Do Thi Lien [2006]. "Kinh nghiem chia se cua Hop tac xa dich vu rau sach Dao Duc, Van Noi, Dong Anh (ハノイ市ドンアイン県ヴァンノイ社ダオドゥック安全野菜合作社の経験)". Hoi thao ho tro doanh nghiep vua va nho trong nong nghiep ket noi voi thi truong nham muc tieu xao doi giam ngheo (市場と連結した中小事業体への貧困削減を目的とした支援に関するシンポジウム). PROJECT DURAS

Nguyen Sinh Cuc [1995]. *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995(1945~1995 年のベトナム農業)*. Nha Xuat Ban Thong Ke

Nguyen Sinh Cuc [2003]. Nong Nghiep, Nong Thon Viet Nam Thoi Ky Doi Moi (1986-2002) (ドイモイ時代 (1986~2002 年) のベトナムの農業と農村). Nha Xuat Ban Thong Ke

Nguyen Thai Van [2002]. "Cac loai hinh hop tac xa nong nghiep(農業関連合作社の各類型)". *Nghien cuu Kinh te(経済研究)第 285 号*. Vien Kinh Te Hoc(経済学研究所)

NHCSXH (Ngan Hang Chinh Sach Xa Hoi,社会政策銀行) [2003] Dieu le ve to chuc va hoat dong cua Ngan Hang Chinh sach xa hoi (社会政策銀行の組織および活動に関する定款). NHCSXH

NHCSXH [2005]. Bao cao thuong nien 2004 (2004 年年次報告). NHCSXH

NHNNPTNT (Ngan Hang Nong nghiep va Phat trien Nong thon, 農業農村開発銀行) [2005] Bao cao thuong nien 2004 (2004 年年次報告). NHNNPTNT

QHVN (Quoc Hoi Viet Nam, ベトナム国会) [1993a]. Luat thue su dung dat nong nghiep (農地使用税法). 1993 年 7 月 10 日可決

QHVN[1993b]. Luat Dat Dai nam 1993 (1993 年土地法). 1993 年 7 月 14 日可決

QHVN[1996]. Luat Hop Tac Xa (合作社法). 1996年3月20日可決

QHVN[1998]. Luat sua doi, bo sung mot so dieu cua Luat Dat Dai nam 1998 (1998 年における 土地法のいくつかの条文についての修正・補充). 1998 年 12 月 2 日可決

QHVN[2003a]. Luat Dat Dai nam 2003 (2003 年土地法). 2003 年 11 月 26 日可決

QHVN[2003b]. Luat Hop Tac Xa nam 2003 (2003 年合作社法). 2003 年 11 月 26 日可決

QTDTW(Quy Tin dung Nhan dan Trung Uong, 人民信用基金中央会) [2002] Bao cao thuong nien 2001 (2001 年年次報告). QTDTW

QTDTW [2005]. 10 nam Xay dung va Phat Trien - Bao cao thuong nien 2004-2005 (10 年間の建設と発展: 2004~2005 年年次報告). QTDTW

TCTK(Tong Cuc Thong Ke, 統計総局)[1998]. Nien Giam Thong Ke 1997 (統計年鑑1997

年版). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK[2000]. So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000(1975~2000 年農林水産業統計). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK [2001]. Nien Giam Thong Ke 2000 (統計年鑑 2000 年版). Nha Xuat Ban Thong Ke TCTK [2002]. Nien Giam Thong Ke 2002 (統計年鑑 2001 年版). Nha Xuat Ban Thong Ke TCTK [2003]. Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San 2001 (2001 年農村・農業・水産業センサス). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK [2005]. Nien Giam Thong Ke 2004 (統計年鑑 2004 年版). Nha Xuat Ban Thong Ke TCTK [2006]. Nien Giam Thong Ke 2005 (統計年鑑 2005 年版). Nha Xuat Ban Thong Ke Tran Lam Binh [2004]. "Nhung giai phep chu yeu nham nang cao suc canh tranh cua thit lon Viet Nam(ベトナムの豚肉の競争力を強化するために取るべき主要な施策)". Nghien Cuu Kinh Te (経済研究) 312 号. Vien Kinh Te Viet Nam(ベトナム経済研究所)

VCN (Vien Chan Nuoi, 農業農村開発省畜産試験場) [2004]. At lat cac giong vat nuoi o Viet Nam (ベトナム各畜産品種分布地図). Nha Xuat Ban Nong Nghiep (農業出版社)

VKHQH (Vu Ke Hoach va Quy Hoach, ベトナム農業農村開発省企画部) [2002]. So Lieu Thong Ke Nganh Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon 1996-2000 (農業農村開発部門1996~2000 年統計). Nha Xuat Ban Nong Nghiep

VNCKHTCNN(Vien Nghien Cuu Khoa Hoc To Chuc Nha Nuoc, 内務省国家組織研究所) [2005]. Nien Giam To Chuc Hanh Chinh Viet Nam Nam 2004-2005 (ベトナム行政組織年鑑 2004~2005 年版). Nha Xuat Ban Thong Ke

Vu Trong Binh [2002]. Nganh Hang Thit Lon Vung DBSH va To Chuc Nong Dan Hop Tac Tham Gia Vao Thi Truong(紅河デルタにおける養豚業と市場への参入を目指した農民組織). Vien Khoa Hoc Ky Thuat Nong Nghiep Viet Nam(ベトナム農業技術研究所)